船橋の教育 2020

一船橋市教育振興基本計画一

~ふるさと船橋を愛する

心豊かでたくましい人づくり~

令和 2 年(2020 年) 3 月 船橋市教育委員会

はじめに

本市は、昭和12年(1937年)に市制を施行して以来、都心から近い地理的優位性、発達した鉄道網、充実した商業施設による高い生活の利便性や、貴重な干潟である三番瀬、北部地域を中心とした緑豊かな自然環境に恵まれ、賑わいある都市として発展してきました。平成15年(2003年)には県内初の中核市への移行を果たし、現在は人口が63万人を超える全国でも有数の都市へと成長してまいりました。

本市教育委員会では平成 22 年 (2010 年) に、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」をまちづくりの目標とした「船橋市総合計画」における教育分野からのアプローチとして、教育基本法に基づき「船橋の教育-教育振興ビジョン及び教育振興基本計画」を策定いたしました。この計画は、社会の中で様々な考え方や文化的背景をもつ人々と協調し自立できる子供を育成し、またそのための教育環境の整備に努めるとともに、学校・家庭・地域の連携を基盤とした地域の教育力を高め新たな地域コミュニティの構築することを目標とするもので、平成 27 年 (2015 年) には、教育を取り巻く状況の変化に対応するため、計画の見直しを行い現在に至っています。

これらの計画期間内の主な取組として、学校教育の分野では、小学校へのスクールカウンセラーの配置や小・中学校へのスクールソーシャルワーカーの派遣による学校教育相談体制の充実、学校司書の配置や蔵書数が国標準の充足率 100%に到達するといった学校図書館の充実、小・中学校へのデジタル教科書の導入や中学校への電子黒板の整備等によるICT環境の充実、外国語指導助手 (ALT) の派遣をはじめとする小中一貫英語教育や主権者教育の推進、自校調理場方式及びA・Bメニューの選択方式の学校給食の更なる充実、普通教室への空調設備の整備や新設小・中学校の建設に向けた取組などが挙げられます。

また、生涯学習の分野でも、市立図書館への指定管理者制度の導入や、取掛西貝塚の国 史跡指定に向けた学術調査等の取組、パラスポーツ協議会の設置や障害者スポーツの普 及・啓発、本市をホームタウンとする「千葉ジェッツふなばし」や「クボタスピアーズ」 等と連携した地域交流の推進等に取り組み、これらの教育施策を、総合的かつ計画的に推 進してまいりました。

今後の社会は、健康寿命の伸長に伴う「人生 100 年時代」を迎えようとしており、また、「超スマート社会 (Society5.0)」の実現に向けて人工知能 (AI) やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいくものと予想されています。

激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するために、教育の使命とは、国家や社会を担う人格、能力及び資質を備えた人材を育成すること、市民一人一人が生涯にわたって心身ともに豊かな生活を送ることができるように学習の機会を提供することであると考え、市民の皆様とともに教育行政を進めてまいります。

目次

第	1章	計画の概要		. 2
	1.	計画策定の起	敢旨	. 3
	2.	計画の位置化	寸け	. 5
	3.	計画の構成。	ሷ期間	. 6
第	2 章	教育振興ビ	ジョン	. 7
	1.	船橋の教育	目標	. 8
	2.	教育目標実現	見のための基本方針	10
第	3 章	前期基本計	画	21
	1.	施策の体系.		22
	2.	基本方針 1	生涯学習の推進を図ります	28
	3.	基本方針 2	家庭と地域の教育力向上を図ります	49
	4.	基本方針3	学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります	55
	5.	基本方針 4	豊かな心を育成し社会性を高めます	66
	6.	基本方針 5	健やかな体つくりを進め体力の向上を図ります	75
	7.	基本方針 6	教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります	30
	8.	基本方針7	ニーズに応じた支援の充実を図ります	35
	9.	基本方針8	質の高い教育環境を整備します	92
糸	老答:	KI.	11	വ 1

第1章 計画の概要

1.計画策定の趣旨

科学技術の進歩、情報化、グローバル化、少子高齢化など教育をめぐる環境は大きく変化し、家庭や地域社会での教育力、子どもの学ぶ意欲や問題行動などの教育に対する課題が指摘される中、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ国際社会の平和と発展に貢献できるよう平成18年(2006年)に教育基本法が改正されました。

改正された法の理念を実効あるものとするため、国、地方公共団体においては、教育の振興に関する取組の全体像を明らかにして教育施策を推進する「教育振興基本計画」を定めることが求められ、本市においては、平成22年(2010年)に「船橋の教育-教育振興ビジョン及び教育振興基本計画-」(計画期間平成22年度(2010年度)~平成26年度(2014年度)。以下「平成22年船橋市教育振興基本計画」といいます。)を策定し、10年後を見据えた教育の姿として次の教育目標を掲げ、その実現に向け教育行政を展開してきました。

平成 22 年船橋市教育振興基本計画における本市の教育目標

- 地域の教育力の向上を図り生涯学習社会を実現する
- 社会の中で協調し自立できる子供を育成する

平成27年(2015年)には、「船橋の教育-教育振興ビジョン及び後期教育振興基本計画-」 (計画期間平成27年度(2015年度)~令和元年度(2019年度)。以下「平成27年船橋市教育振興基本計画」といいます。)を策定し、東日本大震災の教訓を道徳教育に生かす事業や情報セキュリティの確立と個人情報の管理を重視した事業などの新規事業の計上や、前計画の成果を踏まえた施策の体系の見直しを行い、引き続き教育目標の実現を目指し、教育行政を推進してきました。

また、同年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受けて、市長と教育委員会で総合教育会議を開催し、「平成27年船橋市教育振興基本計画」を確実に推進することを基本とした上で、下記の特に留意する4つの取組を推進する「船橋市教育大綱」を策定して、本市における教育の更なる充実を図ることとしました。

船橋市教育大綱における留意する4つの取り組み

【社会状況の変化を受けて力を入れていく取り組み】

- ①経済的に困難な状況の子供たちへの学習機会の拡充
- ②主権者教育の研究と導入

【子供たちと船橋とのつながりをより一層強化していく取り組み】

- ①「ふるさと船橋」への思いの育み
- ②学校教育と社会教育の連携

これら教育行政の推進に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、毎年度、事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果、評価Aの割合が 88% と、一定の成果を挙げています。

一方、国においては、グローバル化²や人工知能(AI)³をはじめとする技術革新が急速に進む中、予測が困難な時代にあっても社会の変化に受け身に対応するだけでなく、主体的に向き合って関わり合い、自ら新しい社会の在り方を形作っていくことが出来るために必要な資質・能力を学校教育で子供たちに育めるように、平成 29 年(2017 年)に告示された学習指導要領⁴では、「何ができるようになるか」⁵を明確化し、「何を学ぶか」⁶「どのように学ぶか」⁷が具体化され、小学校では令和 2 年度(2020 年度)から、中学校では令和 3 年度(2021 年度)から順次、施行されます。

更に、平成30年度(2018年度)には、教育基本法第17条の規定に基づき、国の第3期「教育振興基本計画」(計画期間平成30年度(2018年度)~令和4年度(2022年度))が閣議決定され、改正された学習指導要領の内容を反映させるとともに、人生100年時代®や超スマート社会(Society5.0)®の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとの考え方の下、2030年以降の社会の変化を見据えた教育施策の方向性が示されました。

このような本市の状況と国の動向から、社会の変化に対応し、更なる教育行政の推進を図るため、新たな「船橋の教育 2020-船橋市教育振興基本計画-10」(以下「本計画」といいます。)を策定することにしました。

^{1 「}教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書(平成 30 年度実施事 務事業対象)」より。

² グローバル化:情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象。

³ 人工知能 (AI):言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。

⁴ 学習指導要領:教育課程の基準として文部科学大臣が告示するもの。学習指導要領は、どのような教科や活動を、どの学年で、どのように教育するかについての国の基準を示している。各学校は、教育課程を編成するに際して、地域や各学校の実態、児童生徒の発達と特性を考慮するとともに、学習指導要領に準拠するよう要求されている。

⁵ 育成を目指す資質・能力を「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性等」の涵養の3つの柱に整理するとともに、全ての教科等の目標や内容についてもこの3つの柱に基づき再整理している。

⁶ 小学校の外国語教育の教科化など、新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目を 新設し、各教科等で育む資質・能力を明確化し目標や内容を見直している。

⁷ 主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニング)の視点から学習過程の質的改善を図っている。

⁸ 人生 100 年時代:多くの人が 100 年以上生きることが当たり前となる時代。

⁹ 超スマート社会 (Society5.0): ①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会。ICTを最大限に活用し、サイバー空間と現実世界とを融合させた取組により、社会の至るところで新たな価値が生み出され、人々に豊かさをもたらす社会。

¹⁰ 船橋市教育振興基本計画:平成22年及び平成27年船橋市教育振興基本計画では「教育振興ビジョン」と「教育振興基本計画」に分けていたが、本計画では「教育振興ビジョン」を「教育振興基本計画」に含めることとした。

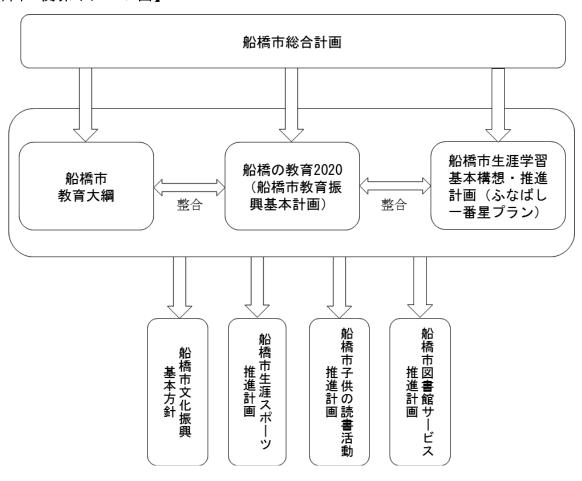
2.計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けられるものです。

また、本市では船橋市総合計画後期基本計画「ふるさとふなばしプラン 2020」(以下「船橋市総合計画」といいます。)を策定しており、本計画は船橋市総合計画のうち、教育に関する個別計画としても位置付けられます。

本計画は、生涯学習の視点から策定された「船橋市生涯学習基本構想・推進計画(ふなばし一番星プラン)」や、市長が策定した「船橋市教育大綱」と整合を図りながら策定しています。

【各計画の関係イメージ図】



-《参考》 教育基本法

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に 関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画 を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3.計画の構成と期間

本計画は、「教育振興ビジョン」及び「基本計画」から構成されています。

「教育振興ビジョン」は、本市の教育目標を示すとともに、これらを実現するための基本的な施策の方向を明らかにし、本市における教育行政の運営の指針とするもので、令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間の長期展望としています。

また、「基本計画」は、教育振興ビジョンの10年間のうち、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの前半5年間を前期基本計画の計画期間として、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの後半5年間を後期基本計画(現時点では未策定)の計画期間として位置付け、教育振興ビジョンの実現のための基本的な施策を体系的に定めた中期計画としています。

なお、令和3年度(2021年度)を初年度とする新たな船橋市総合計画の策定を予定していることから、策定後の船橋市総合計画と本計画とに不整合が生じた場合には、両者の整合を図るため、本計画の見直し等を行います。

そのほかに、計画の推進に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく点検・評価を実施します。

【計画の構成イメージ図】

船橋の教育 2020-船橋市教育振興基本計画-

(令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間)

教育振興ビジョン

(令和2年度(2020年度)から令和 11年度(2029年度)までの10年間)

+

前期基本計画

(令和2年度(2020年度)から令和6 年度(2024年度)までの5年間)

後期基本計画

(令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間)

※後期基本計画は、現時点では未策定です。

第2章 教育振興ビジョン

1.船橋の教育目標

船橋市が今後 10 年を通じて目指すべき教育の姿として、次の 2 つの目標を設定し、教育 行政を推進します。

生涯学び活躍できる環境を整え、生涯学習社会を実現する

「生涯学習社会」とは、市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を指します。

令和元年 5 月に公表された本市の「人口推計調査報告書」(以下「人口推計」といいます。) によると、本市の老年人口、特に 75 歳以上の後期高齢者については、団塊世代の高齢化を 受けて平成 30 年 (2018 年) の 7.4 万人から令和 10 年 (2028 年) には 10.2 万人と急増し、 市民全体の 15.5%が後期高齢者となることが見込まれます。

健康寿命の伸長に伴い、現在の社会において、人生をより豊かに生きるためには、生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学ぶことで自己の能力を高めるだけではなく、その成果を地域社会や社会の課題解決のための活動につなげ、知的・人的ネットワークを構築し、可能性を広げて新たなステージで活躍するという「学び」と「活動」の循環が重要となります。

人生 100 年時代の到来に向け、市民一人一人が人生をより豊かに生きるための手段の一つとして、これまで取り組んできた生涯学習の推進を継続し、家庭と地域の教育力の向上を図るとともに、市民一人一人が生涯学習の成果を地域社会での活動につなげ、活躍できる場を整えることに重点を置き、ふるさと船橋に愛着がもてる社会を実現します。

自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成する

現在の社会は、少子高齢化、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会 構造や雇用環境が大きく、かつ急速に変化しており、その情勢は、より予測困難なものと なっています。

本市においては、15歳未満の年少人口は、平成25年(2013年)の8.5万人をピークに緩やかに減少しており、「人口推計」によれば、今後、南部地域や西部地域の一部の地区等では緩やかに増加するか横ばいとなるものの、市全体では少子化が進み、令和10年(2028年)には7.9万人となる見込みとなっています。

このような状況の中で、子供たちには、一人一人が持続可能な社会の担い手として、社会の変化に受け身に対応するだけではなく、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、社会や人生をより良いものにしていくために自ら考え、可能性を発揮する「生きる力」を身に付けることが、改めて求められています。

これらのことから、これまで教育目標としてきた「社会の中で協調する」ことは引き続き前提とした上で、これまでの施策を更に推進することにより、子供たち一人一人が、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づいて、主体的に社会の形成に参画し、その発展に貢献できるように、「生きる力」を身に付けることに重点を置き、これからの社会を心豊かにたくましく生き抜く子供を育成します。

そのために、学ぶ意欲を重視し、確かな学力を養成します。また、心の教育を通じて他を思いやる気持ちやコミュニケーション能力を育みます。体力や健康の保持・増進にも積極的に取り組み、健やかな身体も育みます。

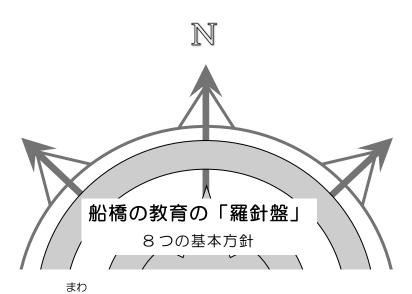
そして、知・徳・体のバランスのとれた健全な子供たちの成長を支援する学校の教育環境を整備していきます。

2.教育目標実現のための基本方針

船橋市が今後 10 年間を通じて目指すべき教育目標である「生涯学び活躍できる環境を整え、生涯学習社会を実現する」、「自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成する」の実現に向けて、次頁に示す 8 つの基本方針を定め、これを船橋の教育の「羅針盤」として、教育施策を展開していきます。

<船橋の教育目標>

- ○生涯学び活躍できる環境を整え、生涯学習社会を実現する
- ○自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成する

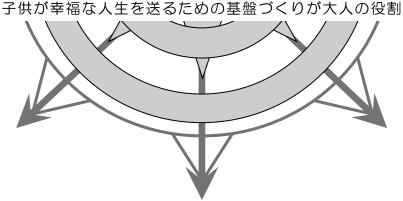




「いくら廻されても針は天極をさす 11」(高村光太郎)



変化の激しい時代にあっても教育の目指すものは変わらない
ス供が表現な人生を送るための基盤づくりが大人の役割



^{11 「}いくら廻されても針は天極をさす」: 高村光太郎詩集 2(昭和 30 年、岩波書店)所収「詩人」 の一節。

基本方針 1 生涯学習の推進を図ります

基本方針 2 家庭と地域の教育力向上を図ります

基本方針 3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります

基本方針 4 豊かな心を育成し社会性を高めます

基本方針 5 **健やかな体つくりを進め体力の向上を図ります**

基本方針 6

教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります

基本方針7

ニーズに応じた支援の充実を図ります

基本方針8

質の高い教育環境を整備します

基本方針 1 生涯学習の推進を図ります

平成22年及び平成27年船橋市教育振興基本計画においては、生涯学習の施策は、その推進のために策定している「船橋市生涯学習基本構想・推進計画(ふなばし一番星プラン)」によるものとし、学校教育との関わりの中で特に明示すべき施策や今日的な課題として今後取り組んでいく施策について推進してきました。

今後、生涯学習では、少子高齢化や人口減少など、様々な環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力を維持・向上させることとなるよう、暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域課題解決のための学びの推進が、より一層重要となります。

そのため、生涯を通じて市民が自らを磨き高め、成果を生かすことができる施策を推進 する必要があります。

一人一人の個性を大切にしたスポーツ活動や文化活動などの生涯学習活動を支援するほか、学習機会の提供を行い、地域の仲間の輪を拡大することなどにより、市民一人一人が生きがいのある心豊かな人生を送れるよう、本計画において、生涯学習の推進を基本方針に位置付け、生涯学習に関する施策の充実を図ります。

生涯学習の推進に当たっては、本計画だけでなく、「船橋市生涯学習基本構想・推進計画(ふなばし一番星プラン)」及び「船橋市教育大綱」並びに「船橋市生涯スポーツ推進計画」、「船橋市文化振興基本方針」、「船橋市子供の読書活動推進計画」及び「船橋市図書館サービス推進計画」において、きめ細かな施策を展開していきます。

また、人生100年時代を見据え、生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・ 経験を生かすため、生涯活躍できる環境の充実を図ります。

基本方針 2 家庭と地域の教育力向上を図ります

社会の大きな変化の中で、学校や家庭、地域の在り方やその機能は変化し続けています。

このような中で、家庭の状況は、三世代世帯の割合が低下し、ひとり親世帯の割合が上昇傾向にあり、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子供の社会性や自立心、基本的生活習慣の育成などに問題を抱える家庭が増加するなど、解消すべき課題があります。

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子供が基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものであり、父母その他の保護者に第一義的責任があります。市は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を向上させるために必要な施策を講ずる必要があります。

また、学習指導要領において、子供たちに求められる資質・能力を社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が重視されています。

それぞれの学校において、子供たちが必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、地域との連携及び協働により、「社会に開かれた教育課程」の実現を図っていくことが求められています。

平成22年及び平成27年船橋市教育振興基本計画では、基本方針を「地域の教育力向上を 図ります」としていましたが、本計画では、家庭の教育力向上にも焦点を当て、「家庭と 地域の教育力向上を図ります」としました。

家庭と地域の教育力の向上を図り、学校・家庭・地域の連携の強化を推進することにより、全ての教育の出発点である家庭教育を学校や地域で支え、学校教育の目標を地域や家庭と共有して子供を育成する体制を構築します。

基本方針3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります

学校教育では、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力を育むとともに、学習意欲の向上や学習習慣の一層の確立を図り、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育に努めなければなりません。

令和元年度全国学力・学習状況調査の結果によると、本市の教科に関する調査結果は小学校の国語が全国平均を若干下回ったものの、他は全て全国平均を上回っており、おおむね良好という状況です。一方で、本市の学習習慣や生活習慣に関する調査結果からは、家庭での学習時間が短いことなどが課題であることが明らかになっています。学習指導要領の趣旨を踏まえ「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業を工夫・改善し、わかる授業を推進するとともに、個に応じた指導の一層の充実や自主的な学習活動の奨励などにより、子供たちの学力や学習意欲を高めることが必要です。

今後も続くであろう変化の激しい時代の中でも、社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と話し合いながら、より良い社会と幸福な人生を切りひらき、未来の創り手となることができるよう、今日的な教育課題に対応する教育を推進する必要があります。グローバルに活躍する人材を育成するために、外国語教育の充実を図り、これまで取り組んできた小中一貫英語教育を一層推進します。また、言語能力の確実な育成を目指して、国語科での指導の充実とともに各教科等においても言語活動を充実します。更に、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会で生きていく力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む主権者教育を推進します。ほかにも、理数教育、消費者教育、伝統や文化に関する教育の充実等を施策として推進します。

基本方針 4 豊かな心を育成し社会性を高めます

子供の健やかな成長のためには、豊かな心を育成することが不可欠です。豊かな情操や 規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコ ミュニケーションを通じて人間関係を築く力等の育成を図ることが重要です。

そのために、道徳性や道徳的実践力を育てる道徳教育を推進する必要があります。道徳の時間を要として、学校教育活動全体を通じて、子供の発達段階に応じた系統的な道徳教育を推進するとともに、道徳教育の要である道徳科の授業の公開等により、家庭や地域と連携した取組の充実を図ります。

そして、社会の責任ある一員であることの自覚を促し、そのために必要な資質を養う観点から、子供のコミュニケーション能力を高め社会性を向上させるための取組や体験活動、 交流活動を奨励します。

また、児童生徒の発達段階に即した確かな生徒理解と教育相談を重視した生徒指導に努め、学校として組織的な対応ができる生徒指導体制を築くことが大切です。特に、いじめや不登校、問題行動等の生徒指導上の諸問題について、関係機関等と連携し、未然防止と早期発見・早期対応につながる効果的な取組を推進します。

更に、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の育成を目指し、情操教育の充実を図ります。

基本方針 5 健やかな体つくりを進め体力の向上を図ります

体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった 精神面の充実にも大きく関わっています。このため、各教育段階に応じて、体力の向上、 健康の確保、食育の充実を図ることが重要です。

子供たちを見ると、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期の子供にとって当たり前で必要不可欠な基本的生活習慣の乱れが見られます。こうした今日の子供たちの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。また、運動する子供とそうでない子供の二極化の傾向や、子供の体力向上の必要性が依然課題となっています。

学校における体育は、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ基礎をつくるものであり、健康・安全に生きていくために必要な身体能力、知識等を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てるものです。今後も体育指導の充実を図るとともに、子供たちの健やかな体つくりと体力の向上を図るために体力つくり活動を推進します。

また、運動部活動は、運動の楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進を図る活動であり、人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど教育的意義が高いものです。運動部活動が学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意し、部活動の指導者の指導力向上を図るとともに、外部指導者等を派遣し、運動部活動の更なる充実を図ります。

そして、成長期にある子供にとって、健康的な生活習慣の形成と自らの健康づくりを行う意欲や態度を育てることが大切です。そこで、子供たちが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送れるよう学校保健の充実を図ります。また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育を推進します。

基本方針 6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります

教職員は、子供たちの心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える存在です。教職員自らが子供たちの模範であるという使命感や責任感を持つことが大切であり、特に教員は、これから求められる学びを展開するための実践的指導力や高度な専門的知識を身に付け、指導力の向上を図る必要があります。また、本市では教職経験年数が10年以下の教職員が市内の教職員の6割を占め、若年層教員の資質・力量の向上が大きな課題となっています。

授業力の向上、若年層教員やミドルリーダーの育成をはじめ、変化の激しい社会の中で複雑かつ多様な教育課題に対応できるよう、教員の資質の向上を図るための研修体制の一層の充実に向けて、総合教育センターを中心に環境を整備していきます。

また、学校教育や教職員に対する信頼性を向上させるため、教職員の不祥事根絶やモラール(士気)を高める取組を実施するとともに、教職員一人一人の能力や業績に対する適切な評価を実施し、教職員の意欲の向上に努めます。

そして、教職員が子供と向き合う時間を確保するために、校務の見直しを行うとともに、 教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるための支援体制を充実させ ます。

基本方針 7 ニーズに応じた支援の充実を図ります

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加に必要な力を培うため、一人一人の障害の状態に応じて適切な教育を行う必要があります。このため、障害の状態に応じて一人一人が適切な教育的支援を受けられる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を充実させます。

不登校や学校不適応については、きめ細かい支援を充実させるため、いじめや少年非行など問題行動に対応する学校内外における相談体制の充実を図るとともに、不登校の子供等の教育機会について支援を図ります。

また、海外から帰国する児童生徒への支援や外国人児童生徒等の受入体制の整備や指導の推進を図ります。

更に、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する学用品費やクラブ活動費等の援助等を引き続き実施します。

基本方針8 質の高い教育環境を整備します

学校は、児童生徒が安心して学び、快適に生活する場であるとともに、非常災害時には避難場所としての役割も果たす施設です。天井や照明器具などの非構造部材の落下防止対策をはじめ、外壁改修や屋上防水工事、トイレ改修工事等を実施することにより、施設の安全性を確保するとともに、長寿命化を図ります。社会教育施設は、学習その他の活動の場を提供する施設であり、学校と同様に、非常災害時には避難場所としての役割を果たす施設もあります。老朽化への対策として、施設の修繕や改修等を行います。

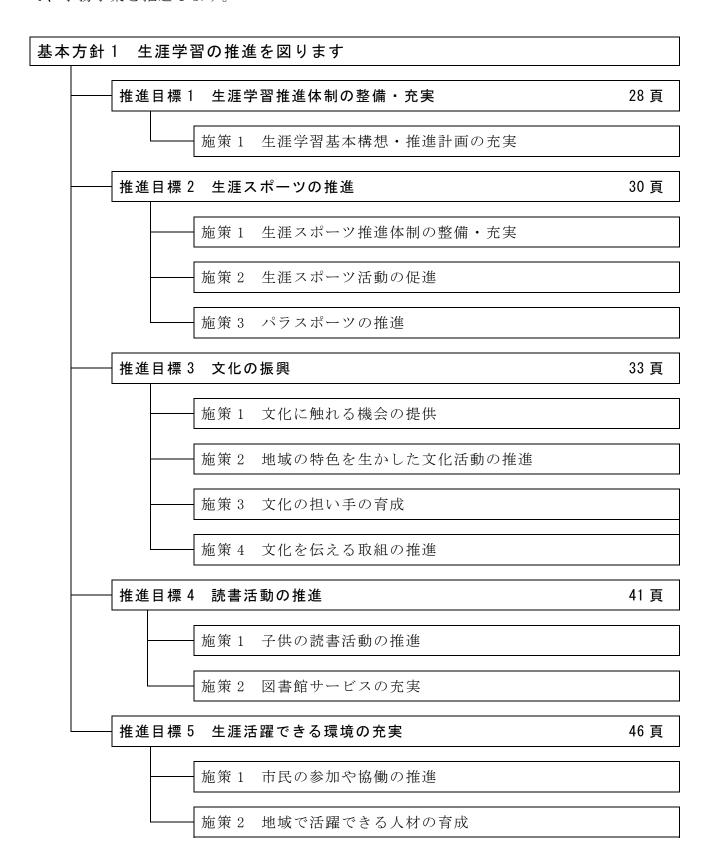
また、学校や通学路等において子供たちが安全に過ごせるよう、学校と地域のボランティアや関係機関との連携により、地域ぐるみで子供の安全を守る環境の整備や、子供自らが安全な行動をとれるようにするための安全教育の充実を図ります。

一方、子供たちがより充実した教育環境の中で学ぶことができるよう、ICT環境の整備に努めるとともに、学校規模・学校配置の適正化について取り組みます。

更に、小中連携・一貫教育について、本市では施設分離型の小中連携・一貫教育研究に 取り組んできました。今後は、これまでの小中連携・一貫教育研究指定校等の研究成果を 基に、地域や子供の実態に応じた小中連携・小中一貫教育の在り方について、引き続き研 究していきます。 第3章 前期基本計画

1.施策の体系

8 つの基本方針それぞれに推進目標を設定し、推進目標の下に施策を体系的に位置付けて、事務事業を推進します。



基本方針 2 家庭と地域の教育力向上を図ります

推進目標 1 学校、家庭、地域の連携を強化し、地域の子供を地域で守り育て る体制の構築 49 頁

施策1 学校、家庭、地域の連携・協働の推進

施策2 子供たちの体験・交流活動などの推進

施策3 青少年健全育成の推進

推進目標2 子育て支援と家庭の教育力の向上

53 頁

施策1 家庭教育支援の整備・充実及び情報と場の提供

施策2 幼児期の教育支援の充実

基本方針 3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります

推進目標1 学習指導の改善による学力の向上

55 頁

施策1 「わかる授業」の推進

施策2 一人一人に応じたきめ細かい授業の推進

施策3 主体的な学習活動の奨励

推進目標2 今日的な教育課題に対応する教育の推進

59 頁

施策1 国語教育の充実

施策2 小中一貫英語教育の推進

施策3 理数教育の充実

施策 4 主権者教育の推進

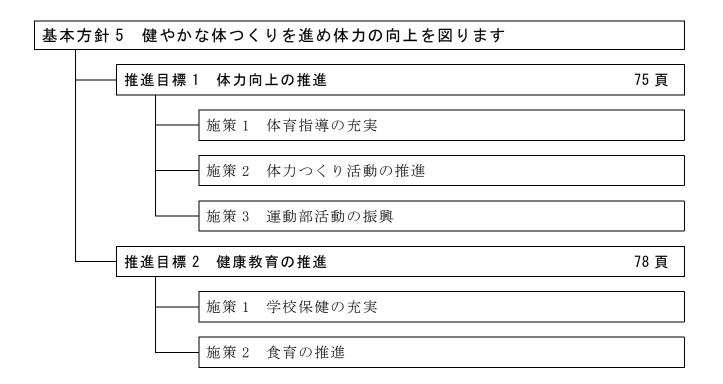
施策 5 消費者教育の推進

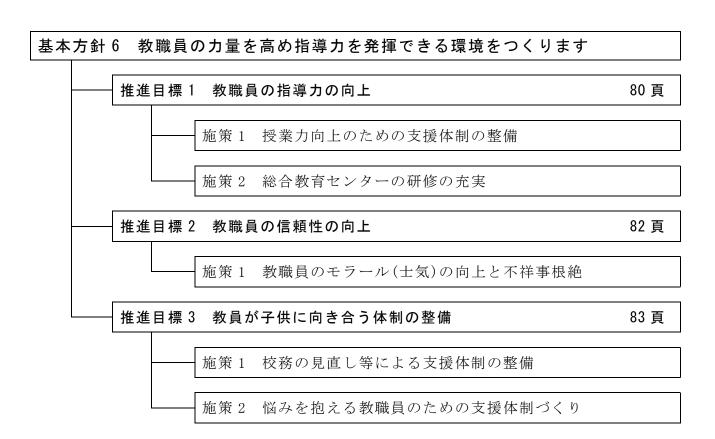
施策 6 伝統や文化に関する教育の充実

施策 7 その他の今日的な教育課題に対応する教育の推進及び充 実

基本方針 4 豊かな心を育成し社会性を高めます 推進目標1 道徳的実践力の向上と規範意識の向上 66 頁 施策1 道徳教育・人権教育の推進 施策2 ボランティア活動等の推進 推進目標2 コミュニケーション能力と社会性の向上 68 頁 人間関係づくり活動の充実 施策1 施策2 話し合い活動の充実 推進目標3 生徒指導の機能の向上 69 頁 施策1 生徒指導体制の充実 施策2 いじめ問題への対応 施策3 学校教育相談体制の充実 推進目標 4 情操教育の充実 72 頁 施策1 音楽教育の振興 施策2 文化クラブ活動の振興

施策3 子供の読書活動の推進





推進目標1 特別支援教育の推進 85 頁 特別な支援を要する児童生徒への支援の充実 施策 1 施策 2 特別支援学校・学級の充実 施策3 教職員の特別支援教育に関する指導力の向上 推進目標2 不登校児童生徒への支援の充実 88 頁 施策1 教育相談体制の整備・充実 施策2 適応指導教室等の充実 推進目標3 帰国・外国人児童生徒への支援の充実 90 頁 施策1 帰国・外国人児童生徒への適応指導及び日本語指導の 充実 推進目標 4 保護者の経済的負担軽減策の実施 91 頁 施策1 就学援助制度等の実施 基本方針 8 質の高い教育環境を整備します 推進目標1 安全・安心・快適な施設づくりの推進 92 頁

基本方針 7 ニーズに応じた支援の充実を図ります

推進目標1 安全・安心・快適な施設づくりの推進 92 頁 施策1 学校の老朽化対策等の推進 施策2 社会教育施設の老朽化対策等の推進 推進目標2 安全を確保する体制づくり 94 頁 施策1 安全体制の確立 施策2 防犯体制の整備

推進目標3 充実した教育環境の整備

96 頁

施策1 情報活用能力を高める教育環境の充実

施策2 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進

施策 3 学校規模・学校配置の適正化

推進目標 4 新しい学校体制づくりの推進

99 頁

施策1 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善

施策 2 小中連携・一貫教育の推進

施策 3 市立船橋高等学校の充実

2.基本方針1 生涯学習の推進を図ります

推進目標1 生涯学習推進体制の整備・充実

施策1 生涯学習基本構想・推進計画の充実

本市では、平成25年(2013年)3月に計画期間が平成24年度(2012年度)から令和2年度(2020年度)までの「第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画(ふなばし一番星プラン)」を策定し、生涯学習に関する施策を推進しています。

基本構想として、「生涯を通して自分らしく学び続けよう」「学びで得た成果を地域に生かしてつながろう」の2つの重点目標を掲げ、「社会の状況に対応した自分探しの学びを応援します」「地域のみんなで学校を応援します」「充実した生涯学習の環境づくりを目指します」「地域の教育力の向上を目指します」の4つの方策を設定するとともに、推進計画として4つの方策を具体化する37の施策を示し、各関係部署と連携のもと、様々な施策を展開しています。

このような中、「第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画(ふなばし一番星プラン)」の計画期間が令和2年度(2020年度)で終了することから、令和3年度(2021年度)からの「第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画(ふなばし一番星プラン)」を策定し、近隣の大学、企業、NPOなど多様な主体との連携を強化することにより、多様化する市民の学習ニーズへの対応及び充実した学習機会の提供並びにまちづくりにつながる学習を推進していきます。

特に、市内各コミュニティに整備された 26 公民館は、これまで培ってきた地域との関係を活かしながら、住民が主体的に地域の課題を解決するため必要な学習を推進する役割、学習の成果を地域課題の解決のための活動につなげていく役割、また地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進する地域の拠点としての役割などをこれまで以上に果たすことを目指します。

市内 26 公民館(一部)



28

(第二次計画の評価状況)

• 事業評価基準

A:目標に対し達成度が非常に高い。数値目標の場合、80%以上。

B:目標に対し達成度が高い。数値目標の場合、60%以上80%未満。

C:目標に対し達成度がやや低い。数値目標の場合、40%以上 60%未満。

D:目標に対し達成度が低い。数値目標の場合、40%未満。

(上段単位:事業)

	A	В	С	D	評価なし	合計事業数
平成 25 年度	96	50	4	0	0	150
(2013年度)	64.0%	33.3%	2.7%	0.0%	0.0%	100.0%
平成 26 年度	103	40	8	0	2	153
(2014年度)	67.3%	26.1%	5.2%	0.0%	1.3%	100.0%
平成 27 年度	124	31	3	1	0	159
(2015年度)	78.0%	19.5%	1.9%	0.6%	0.0%	100.0%
平成 28 年度	131	24	3	1	2	161
(2016年度)	81.4%	14.9%	1.9%	0.6%	1. 2%	100.0%
平成 29 年度	131	24	6	3	0	164
(2017年度)	79.9%	14.6%	3.7%	1.8%	0.0%	100.0%
平成 30 年度	120	30	7	2	2	161
(2018年度)	74.5%	18.6%	4.3%	1.2%	1.2%	100.0%

※平成26年度(2014年度)は事業を細分化して評価を行ったため、実際の事業数は152事業。 ※構成比は小数点第2位を四捨五入して第1位までの表記としたため、百分率の合計が100.0%にならない場合があります。

事務事業名	事務事業概要	成果指標		
(所管)	学物 学未似安	从术16保	現状	目標(R6)
第三次船橋市				
生涯学習基本				
構想·推進計画	第三次船橋市生涯学習基本構	評価対象事業における評価の達		1.0.00/
の策定及び推	想・推進計画を策定し推進する。		_	100%
進		成割合		
(社会教育課)				

推進目標2 生涯スポーツの推進

施策1 生涯スポーツ推進体制の整備・充実

少子高齢化の進行や、価値観の多様化といった近年の社会状況の中で、市民一人一人 のスポーツを通じた人との交流や健康づくり、体力つくり、まちづくりの要求が高まっ てきています。

市民自らが積極的にスポーツ活動に取り組み、地域住民が主体となって推進していけるよう、船橋市体育協会、船橋市スポーツ推進委員協議会、船橋市スポーツと健康を推進する会等及び市内の企業のスポーツチームやプロスポーツチームと連携を図り、スポーツ推進体制を充実させます。

また、総合型地域スポーツクラブ12の設立の支援や育成の支援を行います。

更に、身近な公共施設でのスポーツ施設案内や予約等の効率化の促進、指定管理者制度の活用など、生涯スポーツの推進体制や基盤の整備・促進を図ります。

事務事業名	中孙中光恒用	. 神经相 4-1		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
船橋市生涯スポーツ推進計画の推進 (生涯スポーツ課)	平成23年(2011年)8月のスポーツ基本法の施行、同24年(2012年)3月のスポーツ基本計画の策定に伴い、全面改訂した船橋市生涯スポーツ推進計画を推進し、生涯スポーツ活動の充実を図る。	スポーツ活動をして いる人の割合	54.3% (R1)	65%
総合型地域スポ ーツクラブ設立 の推進 (生涯スポーツ 課)	船橋市スポーツ推進委員、学校、 町会自治会、船橋市体育協会、地区 スポーツ関係団体との連携を更に 深め、地域住民への情報提供を図り ながらクラブ設立に向けた環境づ くりに努めていく。	総合型地域スポーツクラブ設立数	4 クラブ (R1)	5 クラブ

¹² 総合型地域スポーツクラブ:身近な地域でスポーツに親しむことができ、①子供から高齢者まで(多世代)、②様々なスポーツを愛好する人が(多種目)、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

事務事業名	事務事業概要	成果指標	TH 412	口 (E (DC)
(所管)			現状	目標(R6)
	スポーツ推進委員が地域スポ			
	ーツのリーダーとして活躍でき			
人材育成推進	るように、現状と課題について			
事業	研究し、「障がい者スポーツ指導	スポーツ推進委員	69%	100%
(生涯スポーツ	員」資格を取得するなど資質の	の研修受講率	(H30)	
課)	向上を図るための全国・関東・			
	県等の各種研修大会への参加を			
	支援する。			

施策2 生涯スポーツ活動の促進

市民のスポーツに対するニーズを把握し、誰もが体力等に応じて気軽に参加できるよう各種スポーツ教室、市民大会等を開催し、地域ぐるみでスポーツを楽しめるよう活動機会の充実を図ります。また、関係機関との連携を強化し、多様化する市民ニーズに応えるため、スポーツ情報やスポーツ機会のネットワーク化を図ります。

事務事業名	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
スポーツイベ ントの支援 (生涯スポーツ 課)	スポーツ推進委員協議会やスポーツと健康を推進する会等が企画運営している「スポーツの祭典」「ジョイ&スポーツ」「元気ふなばし健康ウォーキング」などの全市的なイベントを支援する。	開催されたイベントへの参加者数	6,737 人 (H30)	7,000 人

高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)



行田運動広場



施策3 パラスポーツの推進

国の「地域における障害者スポーツ普及に関する有識者会議」において、「パラスポーツは、障害の有無や年齢を問わずに楽しむことができるスポーツである」と示され、また、障害者スポーツの普及促進に関する取組方策として、障害児・障害者のスポーツ活動の推進や障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進などの方策が示されました。

本市では、誰もが楽しめるスポーツであるパラスポーツに親しんでもらえるよう、「船橋市パラスポーツ協議会」を設立し、協議会での意見や助言を参考に、色々なパラスポーツの体験会や講演会、スポーツ大会を開催するなど、他のスポーツ関係団体との協働・連携を推進していきます。

事務事業名	事務事業概要	成果指標		
(所管)	尹·扬·尹·未晚女	从不怕你	現状	目標(R6)
パラスポーツ 推進事業 (生涯スポーツ 課)	平成30年(2018年)4月に設立 した「船橋市パラスポーツ協議 会」で協議された事業計画に基 づき、各地域で障害者スポーツ の普及・促進を進めていく。	協議会で協議決定された事業計画の実施率	100% (H30)	100%

パラスポーツ体験会

ボッチャ



シッティングバレーボール













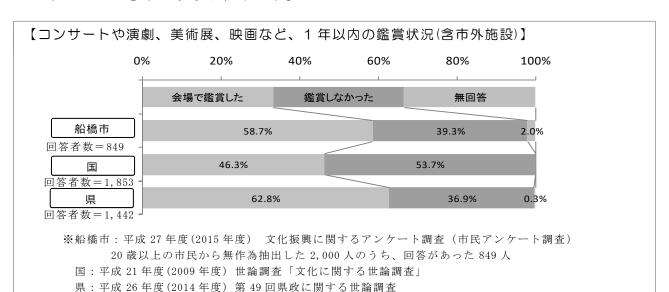
推進目標3 文化の振興

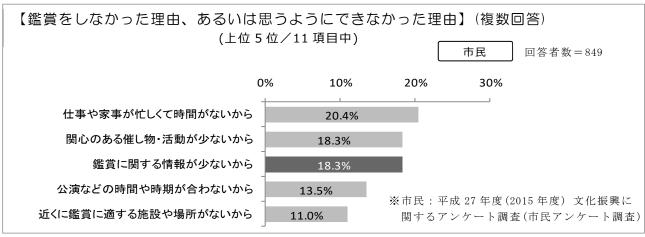
施策1 文化に触れる機会の提供

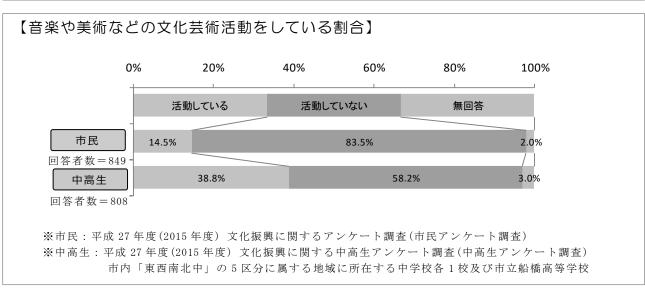
本市は公共交通網の利便性が高く、船橋駅周辺には市民文化ホールや市民文化創造館 (きららホール)、市民ギャラリー、茶華道センター等の文化施設があり、コンサートや 展覧会など、様々な文化事業を実施しています。また、市内には地域コミュニティの場として 26 の公民館があり、小ホールや音楽室等で市民主体の文化活動が営まれています。

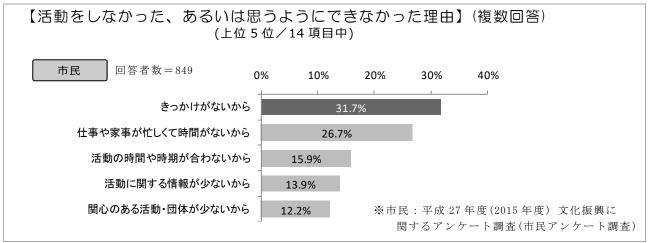
市民アンケート調査では、コンサートや演劇、美術展、映画など、1年以内の鑑賞状況について、「会場で鑑賞した」が58.7%と一番多いものの、「鑑賞しなかった」が39.3%となっており、鑑賞をしなかった理由として、時間が取れないことを除くと、「鑑賞に関する情報が少ないから」が18.3%と2番目に高い比率を占めています。また、「音楽や美術などの文化芸術活動をしていない」市民も83.5%と高い割合となっており、活動をしなかった、あるいは思うようにできなかった理由として、「きっかけがないから」が31.7%と最も多く、文化に触れるきっかけを作ることが課題といえます。

すべての市民が共生する社会の中で、地域で行われる文化事業や文化財など身近な文化に市民が気づき、気軽に触れることができる機会を増やすとともに、すべての市民に届きやすい情報発信を行うことで、文化への関心を高め、誰もが積極的に文化活動を始めることができるよう取り組みます。









事務事業名	★ 347 ★ 344 ml #c	TH H TH		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
	様々な文化・芸術と触れ合え	利用者数		
	る機会、市民自らの参画の拡充	①市民ギャラリ	①108,957 人	①135,000 人
文化施設の	のため、バリアフリーを進める	一及び茶華道	(H30)	
活用と事業	など文化施設の整備と機能の充	センター		
の充実	実を図る。	②市民文化ホー	②252,996 人	②260,000 人
(文化課・市	また、文化課や各施設で実施	ル及び市民文	(H30)	
民文化ホー	する文化事業を充実させるとと	化創造館		
ル・郷土資	もに、それらを集約した電子版	③郷土資料館及	③57,542 人	③60,000 人
料館)	イベント情報紙を発行し、市民	び飛ノ台史跡	(H30)	
	が気軽に文化事業に参加できる	公園博物館		
	よう、情報を発信する。			

市民文化ホール







郷土資料館







飛ノ台史跡公園博物館







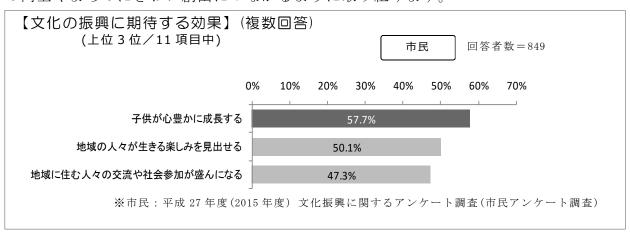
施策 2 地域の特色を生かした文化活動の推進

本市では、市民ボランティアが実行委員会を立ち上げ、主体的に事業の企画・運営を 行う「ふなばし音楽フェスティバル¹³」をはじめ、文化施設や各地域の公民館、市民大 学校において、市民や文化団体が積極的に活動しています。

文化団体との意見交換会では、自分たちの活動をより地域に根差した活動として活性 化させたいという意見があり、今以上に各地域での取組や学校教育との連携が必要とな ります。

また、市民アンケートでは、文化の振興に期待する効果として、「子供が心豊かに成長する」(57.7%)に次いで「地域の人々が生きる楽しみを見出せる」(50.1%)や「地域に住む人々の交流や社会参加が盛んになる」(47.3%)の割合が高くなっています。

誰もが子供の頃から生涯にわたって、文化に親しみ、創造することを楽しめるよう支援を行うとともに、各地域における市民の文化活動を推進することで、船橋のイメージの向上やまちのにぎわい創出につながるように取り組みます。



事務事業名	本水本米加 亚	ELM H 4		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
	市民の音楽活動が盛んである	「ふなばし音楽フ		
	ことを生かし、市民ボランティ	ェスティバル」事		
市民主体の音楽文化の振興	アが主体的に事業の企画・運営	業のアンケートで	97.5%	100%
(文化課)	を行う「ふなばし音楽フェステ	「よかった・楽し	(H30)	
	ィバル」を開催し、音楽文化の	めた」と答えた割		
	振興を図る。	合		

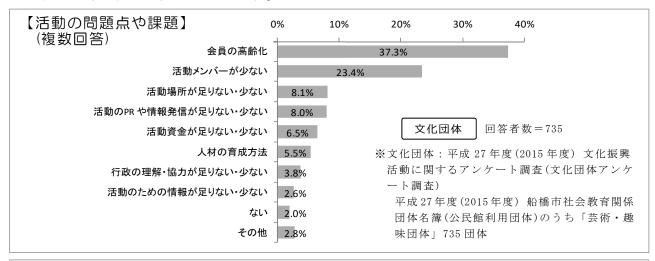
¹³ ふなばし音楽フェスティバル: 船橋駅周辺の屋内外の会場を様々なジャンルの音楽で包み込む「ふなばしミュージックストリート」や、市内の小・中・高等学校・一般の音楽団体が一堂に会してジャンルや世代を超えた音楽的交流を図る「音楽のまち・ふなばし千人の音楽祭」、地域で一流の音楽を楽しめる「地域ふれあいコンサート」、ジャズの祭典「バンドスタンド船橋」など、市民ボランティアの実行委員会、市民文化ホール等が中心に企画・運営し、地域の活性化を図る音楽祭の総称。

施策3 文化の担い手の育成

市内には、地域に残る伝統行事が数多くあり、地域活動や学校教育などを通じ地域共 有の財産として大切に伝えられています。また、歴史ある市民音楽団体や学校の器楽部・ 合唱部等の活躍など、音楽をはじめとする様々な文化活動が盛んに行われています。

一方で文化団体へのアンケートでは、活動の問題点や課題として、「会員の高齢化」 (37.3%)、「活動メンバーが少ない」(23.4%)が特に多くなっており、自由意見では若い世 代の人材育成に取り組みたい旨の回答がありました。また、市民アンケートでは、文化 に関し今後力を入れていくべき取組の1位に「子供への文化に関する教育を充実するこ と」(50.1%)が挙げられています。

「音楽のまち・ふなばし千人の音楽祭」など、学校教育と社会教育の連携により、誰 もが子供の頃から生涯にわたり地域の文化活動に参加し、主体的に関わることができる よう取組を進め、将来の文化の担い手を育てます。また、文化活動を支えるボランティ アを育成し、活躍する機会を提供します。これにより、未来に向けて持続的な文化活動 が行える社会を目指していきます。



【団体で取り組んでいきたいこと、より充実させていきたいこと(自由意見)】(上位5位)

文化団体 回答者数=565/735 ※文化団体

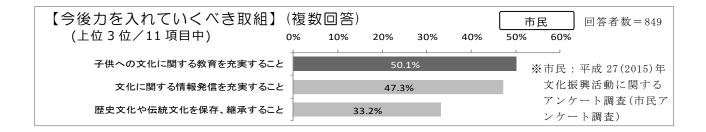
:前表に同じ 【メンバーを増やす】106件………………メンバーを増やして資金を確保したいなど

【若い人を増やす・若い世代の人材育成】69件… 若い人を増やしたい、若手の人材育成など

【技術の向上】48件………………… 練習回数を増やし、技術の向上に励みたいなど

【現状維持】33件…………………………………… 今現在の活動に満足している、趣味が共有できているなど 【ボランティア活動に力を入れたい】30件……… 活動の場を広げたい、ボランティア活動などで地元の方々

と楽しみたいなど



事務事業名	ᆂᄼᄼᆂᄴᄪᄙ	基外田 4-		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
「音楽のま ち・ふなばし 千人の音楽祭」 の開催	市内の小・中・高等学校及び 音楽団体が一堂に会し、ジャン ルや世代を超えた音楽的な交流 を行う。	千人の音楽祭に参 加する児童・生徒 数	1,517 人 (H30)	1,750 人
(文化課)				

ふなばし音楽フェスティバル





音楽のまち・ふなばし千人の音楽祭



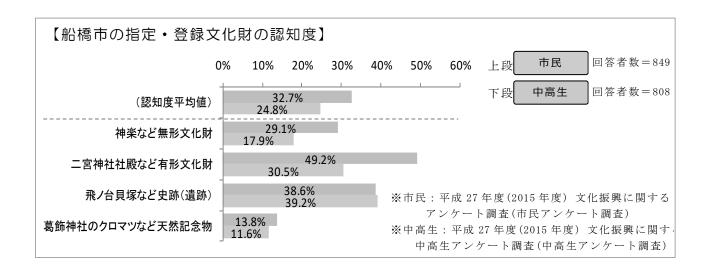


施策4 文化を伝える取組の推進

本市には、市民の貴重な財産として有形・無形の文化財が多く残されています。また、 船橋ゆかりの美術品や日本の野球草創期である明治・大正時代に使われた野球道具等、 幅広い資料を所蔵しています。

しかし、市内の身近な文化資源などを問う市民アンケート調査(自由意見)では、「市の文化についてよく知らない」という意見が多く、市の指定・登録文化財の認知度は平均して約3割と決して高くないことなどから、市民に地域の文化をより身近に感じ、愛着や親しみを持ってもらうようにすることが課題と言えます。

今後は、市が中心となって船橋の文化に関する情報を幅広く収集し、調査・保存・研究を行い、文化施設等における展示公開を推進していきます。さらに講演会・ワークショップ等の教育普及事業を効果的に実施することにより、市民に市の財産である文化財や文化資料、美術品の魅力や価値を知ってもらうとともに、地域の人たちによる主体的な活動を支援し、文化を未来に確実に継承していきます。



事務事業名				
新男子名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
(// 日 /	 約 1 万年前の貝塚である取掛		シロヤベ	H 100 (110)
	西貝塚の保存・整備に向けて、			
取掛西貝塚14保	学術調査(確認調査)を行い、遺		学術調査	国史跡指定
存事業	跡の詳細な内容を把握する。そ	 国史跡指定	の実施	(R3)
(文化課)	の調査結果に基づいて、保存・	国义则旧足	の天地 (H29~R1)	(RO)
(文化林)	整備計画を策定し、国・県と協		(1129 - 1(1)	
	議の上、国史跡指定を目指す。			
	関係機関が連携・協力して所	文化財展示事業・ 教育普及事業の実 施回数		
文化財普及事	有する文化財を活用・公開する		o = o □	400 🖂
業	ことで、身近な文化財に気づき、		370 回	400 回
(郷土資料館)	誰もが親しめる機会を充実さ		(H30)	
	せ、「ふるさと船橋」を誇りに思			
	い、大切にする気持ちを育む。			
	市ゆかりの芸術家の美術品を			
	市民ギャラリー等で展示をして			
	いる。展示に合わせ、ギャラリ			
市所蔵作品活	ートークやワークショップ、市	市所蔵作品展の来	778 人	1500 人
用事業	内小・中学生を対象とした対話	場者数	(H30)	1000 / (
(文化課)	型鑑賞授業に取り組むなど、作	1/// ¹	(1100)	
	家及び作品を広く市民に知ら			
	せ、「ふるさと船橋」への思いを			
	育む。			

上空からみた取掛西貝塚



市所蔵作品展(小学生を対象とした鑑賞授業)



¹⁴ 取掛西貝塚: 飯山満町と米ケ崎町に広がる、国内でも貴重な約1万年前の縄文時代早期の遺跡。この時期の貝塚は東京湾の東岸部では初めての発見となり、貝層の下から日本最古の動物儀礼跡も見つかっている。

推進目標 4 読書活動の推進

施策1 子供の読書活動の推進

本市では、第三次船橋市子供の読書活動推進計画を策定し、「子供が読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむことのできる環境づくり」を目的として、家庭・地域・学校等で連携しながら、読書に親しむ機会の充実、読書環境の整備及び普及啓発活動の推進に努めています。図書館での読み聞かせや幼稚園・保育園・児童ホーム等と連携した事業の実施、図書館と学校、各学校間で図書の相互貸借を行う図書物流システムの構築など、児童生徒の図書活用の幅を広げるとともに、市立小・中・特別支援・高等学校に学校司書を配置し学校図書室の充実を図ってきました。

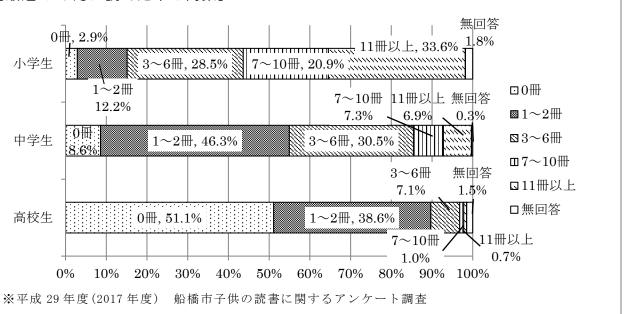
しかし、「船橋市子供の読書に関するアンケート」によると、最近1か月に1冊も本を 読まなかった児童生徒の割合は、小学生2.9%、中学生8.6%、高校生51.1%と、学校段階 が進むにつれて高くなっており、中学生・高校生の世代に対して、読書活動を促す取組 を更に進める必要があります。

図書館では、子供の読書活動を、より体系的に発達段階に応じて支援するため、セカンドブック事業¹⁵を実施しています。平成 30 年度(2018 年度)の絵本の配付率は 44.7% であり、より多くの子供に絵本を配付できるよう事業を充実させていく必要があります。

子供の読書活動推進計画では、読み聞かせや読書の意義について保護者への一層の啓発を行いながら、子供から子供の読書に関わる大人まで、年齢に応じた読書活動の推進に取り組みます。

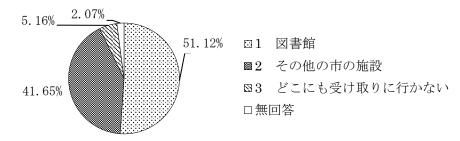
¹⁵ セカンドブック事業:1歳6か月児健康診査の受診者を対象に図書館等で絵本を配付し、図書館等への来館を促すことで、子供の読書活動をより体系的に発達段階に応じて支援していく事業。

【最近1か月に読んだ本の冊数】

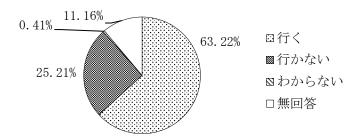


①【絵本を無償で贈られるとしたら、どの場所で受け取りたいか】

(対象:1歳6か月児健康診査対象者の保護者)



②【上記の設問で「2 その他の市の施設」と回答した人のうち、図書館のみで受け取れることになった場合、受け取りに行くか】(対象:1歳6か月児健康診査対象者の保護者)



①、②から算出した「絵本を図書館に受け取りにいく」と回答した1歳6か月児の保護者の割合…77.45%

※平成28年度(2016年度) 絵本の配付に関するアンケート調査

事務事業名	事務事業概要	成果指標	4L 4T	日 捶 (pc)
(所管)			現状	目標(R6)
	第三次船橋市子供の読書活動			
	推進計画に基づき、学校、保育			
船橋市子供の	園、児童ホーム等の施設と連携			
読書活動推進	して、乳幼児や小学生向けの事	YA コーナー ¹⁷ を活		
計画に基づく	業の実施、ヤングアダルトサー	用した交流事業の	_	200 人
事業	ビス16の充実、子供の読書に関わ	参加人数		
(西図書館)	る大人向けの事業の実施等、年			
	齢に応じた読書活動の推進に取			
	り組む。			
	より多くの本と出会う機会を			
セカンドブッ	提供するため、1歳6か月児健康		4.4. 70/	7.00/
ク事業	診査を受診した子供に図書館で	絵本配付率	44.7% (H30)	70%
(西図書館)	絵本を 1 冊手渡し、おはなし会		(пзи)	
	への参加を促す。			





北図書館



中央図書館



東図書館



- 16 ヤングアダルトサービス:中学生や高校生など、10代の利用者に対して行われる図書館サービス。
- 17 YAコーナー:船橋市図書館で設置している10代のための図書コーナー。

施策2 図書館サービスの充実

本市の図書館は、「船橋市図書館サービス推進計画」に基づき、市民の読書機会を提供する施設として機能やサービス体制の充実を図るとともに、市民の「読みたい・調べたい・学びたい」に応える地域の情報拠点を目指しています。

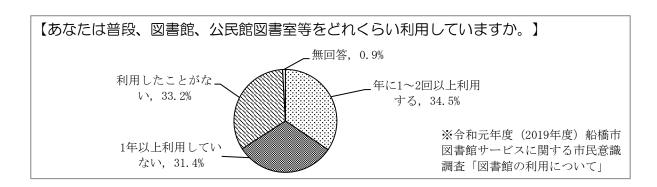
これまで図書館は資料を収集し貸し出すとともに、データベース等を利用したレファレンスサービス¹⁸の充実、市民の生活や仕事に関する課題や地域の課題解決を支援するための資料や情報を提供してきました。また、市民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、図書館講座や展示会等を主催し、又は行政機関や他の社会教育施設、学校等と連携して多様な学習の機会を提供しています。

平成29年(2017年)4月からは、月曜開館、開館時間の延長及び指定管理者制度導入による民間のノウハウを利用した運営を行い、サービスの拡充を図っています。

また、令和元年(2019年)現在、13箇所の公民館等図書室及び2箇所の図書貸出返却窓口を設置するとともに移動図書館を運行し、「いつでも、どこでも、だれでも」本が借りやすく返しやすい図書館のネットワーク体制の拡充にも努めています。

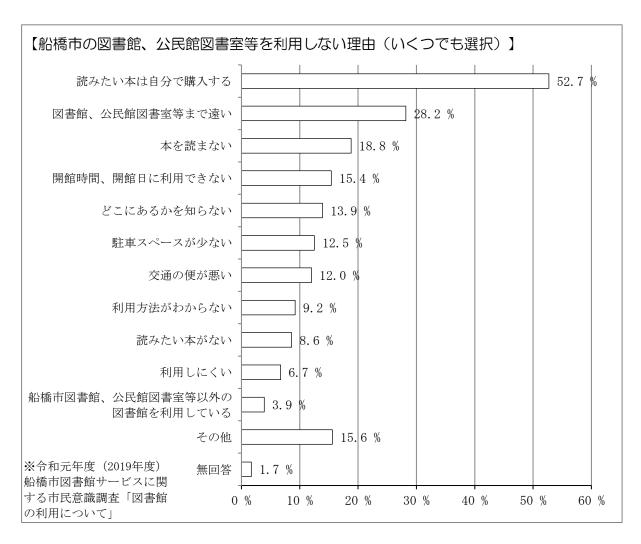
令和元年度(2019年度)実施の船橋市図書館サービスに関する市民意識調査では、1年以内に図書館を利用している市民の割合は、34.5%にとどまり、その主な理由として「読みたい本は自分で購入する」が52.7%、「図書館、公民館図書室まで遠い」が28.2%と、図書館の利用を身近に感じていない市民の意識が伺えました。

今後も課題解決に向けたレファレンス機能の充実に取り組むとともに、他館との相互 資料貸借の充実や関連機関と連携した地域の課題解決のための事業を実施し、地域の知 の拠点としてサービスを提供していきます。さらに、来館者へのサービスに加えて、ア ウトリーチサービス¹⁹を充実させることにより、市民により図書館の利用を身近に感じ られる図書館サービスの充実を推進します。



¹⁸ レファレンスサービス:利用者の調査研究課題に対して、適切な資料・情報を紹介し、課題解決を助けるサービス。

¹⁹ アウトリーチサービス:図書館サービスの圏域内であるにもかかわらず、これまでの図書館サービスが及ばなかった人々に対するサービス。



事務事業名	声	少田松 捕		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
	図書館の機能やサービス体制			
図書館サービ	の充実を図るとともに、地域の			
スの充実	情報拠点として、市民の「読み	年間の新規登録者	16,003人	17,000 人
(西図書館)	たい・調べたい・学びたい」に	数	(H30)	
	応える図書館を目指し、事業を			
	推進する。			

推進目標5 生涯活躍できる環境の充実

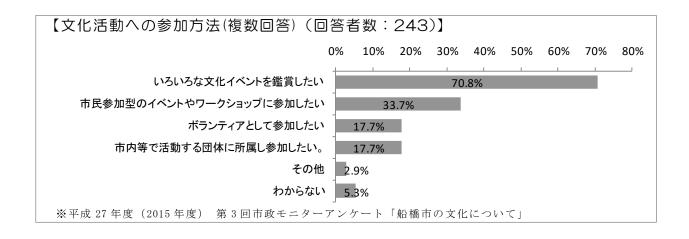
施策1 市民の参加や協働の推進

本市では、地域で活動する市民と連携した事業を公民館や図書館等でも開催しているほか、市民の生涯学習活動の発表の場として社会教育施設が積極的に活用されています。

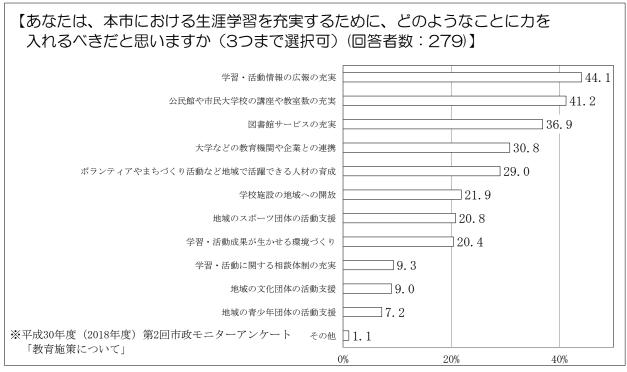
平成 27 年度 (2015 年度) 第 3 回市政モニターアンケート²⁰では、文化活動への参加方法 について、「いろいろな文化イベントを鑑賞したい」(70.8%) が最も多く、「市民参加型の イベントやワークショップに参加したい」(33.7%)、「ボランティアとして参加したい」 (17.7%)、「市内等で活動する団体に所属し参加したい」(17.7%)がそれに続きます。

このことから、イベント等にボランティアを含め積極的に関わりたいと思っている市民に対し、幅広い年齢層への様々なメニューを提示していく必要があります。また、平成30年度(2018年度)第2回市政モニターアンケート(47頁)では、「学習・活動情報の広報の充実」に力を入れるべきとの回答が44.1%と最も多く、広報の充実が求められています。

すべての市民が共生する社会の中で、SNS等、多様なツールを利用し情報発信を積極的に行うとともに、市民が主体的に企画・運営できる生涯学習活動の機会を多く提供することで、市民とともに地域に根差した生涯学習社会を形成していきます。



²⁰ 市政モニターアンケート:広く市民意識を把握するため、市政モニターを対象に行うアンケートのこと。市政モニターは、地域・年代・性別などを考慮して選出し、任期は1年。



事務事業名	声 汝 声 坐 柳 邢	-4 H 松		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
	市民の持つ知識や経験を活用			
	し、市民と公民館が協働して子			
市民の力活用	供をめぐる問題や防犯・防災・			
事業	環境・介護など、地域の諸課題	実施事業数	9 事業	15 事業
(公民館)	に関する講座や集会活動を行		(H30)	
	い、地域力の活性化と地域活動			
	団体の育成を図る。			
	市民の音楽活動が盛んである	「ふなばし音楽フ		
市民主体の音	ことを生かし、市民ボランティ	ェスティバル」事		
楽文化の振興	アが主体的に事業の企画・運営	業のアンケートで	97.5%	100%
(1-3-2 再掲)	を行う「ふなばし音楽フェステ	「よかった・楽し	(H30)	
(文化課)	ィバル」を開催し、音楽文化の	めた」と答えた割		
	振興を図る。	合		
	地域で活動する市民との連携			
市民と図書館	を図り、図書館での市民活動を	図書館と市民が連		
との協働事業	推進する。また、図書に係わる	携し企画・実施し	10 回	12 回
(西図書館)	各種ボランティアとの連携を深	た事業の回数	(H30)	
	め、活動を支援する。			

施策2 地域で活躍できる人材の育成

市民が生涯にわたって学び続け、その成果を個人の生活や地域での活動に生かすことができるよう学習環境を提供します。

また、ライフスタイルの変化や高齢化などを背景に学習ニーズが多様化していることから、社会の変化に対応した豊かで活力のある生涯学習社会を実現するため、様々な学習機会の充実を図ります。

事務事業名	★水土米州 平			
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
	ふなばし市民大学校のカリキ	修了生のアンケー		
ふなばし市民	ュラムを社会変化に応じて適宜	トによる満足度		
大学校の充実	見直し、市民の生涯学習機会の	①まちづくり学部	①92%	①95%
(社会教育課)	充実を図るとともに魅力ある大	②いきいき学部	283%	295%
	学校運営を行う。		(H30)	

ふなばし市民大学校



3.基本方針2 家庭と地域の教育力向上を図ります

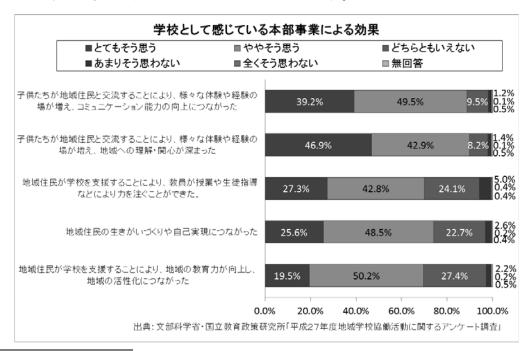
推進目標1 学校、家庭、地域の連携を強化し、地域の子供を地域で守り育てる体制の構築

施策1 学校、家庭、地域の連携・協働の推進

教育基本法第 13 条において「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が規定されているように、学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子供を育てることが重要です。また、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対しても、学校と地域が連携・協働して対応することが求められています。

本市では地域全体で学校を支援していく体制づくりを推進し、地域の教育力が向上することを目指して、平成 21 年度(2009 年度)から学校支援地域本部事業に取り組んでいます。各中学校区を単位に地域のボランティアを主体とした学校支援地域本部を設置し、交付金を交付することで、活動を支援しています。

平成27年度に国立教育政策研究所が学校に対して行ったアンケートからは、子供たちと地域が交流することで、子供たちのコミュニケーション能力や地域への理解・関心が高まるなどの効果があることが読み取れます。今後も活動を通して学校、家庭、地域の連携を図るとともに、地域と学校が相互に連携・協働する地域学校協働活動²¹や、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度²²(コミュニティ・スクール)の導入に向けた研究を進めていきます。



²¹ 地域学校協働活動:地域の高齢者、保護者、PTA、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動。

²² 学校運営協議会制度:保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて協働していく仕組み。

基本方針2 家庭と地域の教育力向上を図ります 推進目標1 学校、家庭、地域の連携を強化し、 地域の子供を地域で守り育てる体制の構築

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名	ᆂᅏᆂᄴᄱᄪᆓ			
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
学校支援地域本	中学校区を単位に学校支援地	学校支援地域本部		
部事業	域本部を設置し、その活動に要	を設置している中	14	26
(社会教育課)	する経費の一部を助成する。	学校区の数	(H30)	

施策 2 子供たちの体験・交流活動などの推進

少子化、核家族化や技術革新による生活の利便性の向上などにより、子供たちを取り 巻く環境が大きく変化しており、集団生活や異年齢交流など子供たちの様々な体験・交 流活動の機会が減少しています。

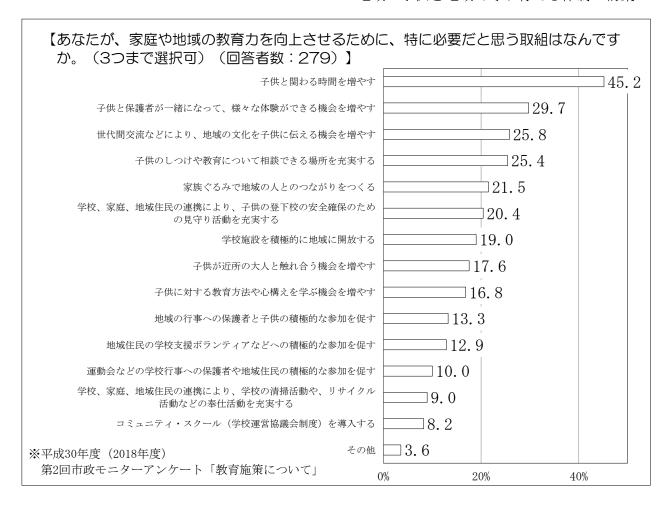
平成30年(2018年)第2回市政モニターアンケートでは、「子供と保護者が一緒になって、様々な体験ができる機会を増やす」ことや、「世代間交流などにより、地域の文化を子供に伝える機会を増やす」ことが大切であるとする意見が多く、子供たちの体験・交流活動の機会を増やすことが求められています。

そこで、子供たちが心身ともに明るくたくましく成長することを目的に、家庭・学校・ 地域・行政機関が密接な連携のもと協働で自然体験・交流活動・放課後等の居場所の確 保などを総合的に実施します。

放課後子供教室 活動風景







事務事業名	+ 3/2 + 1/4 hm ++			
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
放課後子供教 室推進事業 (教育総務課)	心豊かでたくましい子供を社 会全体で育むため、小学校の余 裕スペース等を活用して、子供 たちの活動拠点を確保し、放課 後等における様々な体験活動や 交流活動等を支援する。	全児童数に対する 平均利用者数(日) の割合	4.5% (H30)	7.0%
ハッピーサタ デー事業 (公民館)	千葉県の「少年の日」(毎月第3 土曜日)に併せ、行政と地域の団体や地域住民たちが連携を図り、公民館において子供たちがスポーツや文化活動に親しめる事業を実施する。	年間延参加人数	74, 249 人 (H30)	75,000人

基本方針2 家庭と地域の教育力向上を図ります 推進目標1 学校、家庭、地域の連携を強化し、 地域の子供を地域で守り育てる体制の構築

施策3 青少年健全育成の推進

少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、地域に おける地縁的なつながりの希薄化が指摘されています。

そこで、青少年の健全育成を目的に、行政と市内の青少年団体、青少年相談員²³、青少年育成団体、青少年補導委員²⁴等との協働により、少年少女交歓大会や青少年キャンプの実施など青少年健全育成事業を行っています。

しかし近年は、青少年健全育成事業に携わっている人たちの減少や高齢化が課題となっています。

そこで、青少年健全育成活動を行っている団体に対する支援を行い、その団体の活動に参加する子供や保護者等、地域住民に青少年健全育成活動に関心をもってもらい、地域の子供を地域全体で育てるという意識を高め、青少年健全育成を推進します。

事務事業名	事務事業概要	成果指標		
(所管)	事伤争未似安 	八 木 行 宗	現状	目標(R6)
青少年相談員 の活動 (青少年課)	青少年の健全育成を推進する ため、青少年相談員が主催事業 として「青少年キャンプ」や「つ どい大会」を実施するほか、「少 年少女交歓大会」や地域のイベ ントに協力する。	年間延参加人数	12,145 人 ※内、相談 員の年間延 参加人数 1,345 人 (H30)	14,000人
街頭補導活動 (青少年センター)	青少年非行の早期発見、未然 防止を目的に、市内 7 地域のセ ンター補導 ²⁵ と市内 12 地区の地 区補導 ²⁶ を毎月原則 28 回実施す る。	年間延補導従事者数	2,984 人 (H30)	3, 200 人

²³ 青少年相談員:青少年の健全育成を推進するために、船橋市長及び千葉県知事から委嘱を受けて、青少年の野外活動、健康、体力つくりの促進、地域での青少年活動を行う制度ボランティアのこと。

²⁴ 青少年補導委員:青少年非行の早期発見・未然防止のため、主たる業務である街頭補導活動に組織的・計画的に従事するほか、地域における青少年非行の情報収集・連絡を行う。

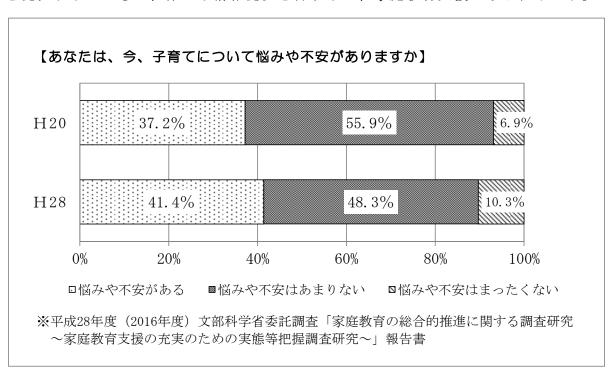
²⁵ センター補導:青少年センター職員が実施する街頭補導。

²⁶ 地区補導:青少年補導委員が地区別に実施する街頭補導。

推進目標2 子育て支援と家庭の教育力の向上

施策1 家庭教育支援の整備・充実及び情報と場の提供

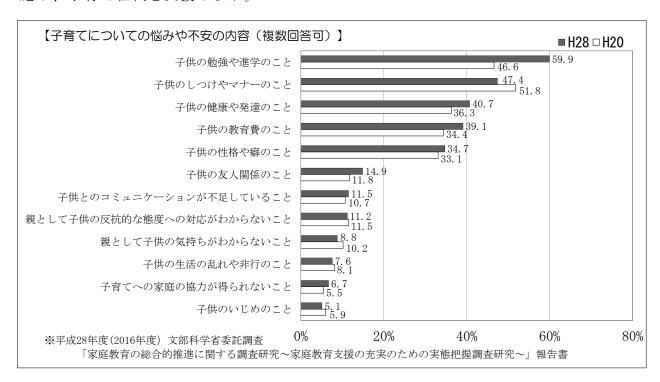
少子化、核家族化、社会や経済の急激な変化に伴う子育て環境の著しい変化により、家庭における教育力の低下が懸念されています。子供が健全に成長する上で保護者が担う家庭教育の役割は重要であり、家庭教育の第一義的な責任者は保護者となります。しかし、平成28年度文部科学省委託調査では、子育てについて悩みや不安がある家庭は40%を超えていることから、子育てに悩みや不安を抱く保護者に対し、関係機関や地域団体と連携し、家庭教育に関する講座、講演会などの学習機会や保護者同士の交流の場を提供するとともに、様々な情報提供を行うなど、家庭教育支援に取り組みます。



事務事業名	中沙中光恒田	14 田 44		
(所管)	事務事業概要	人 成果指標	現状	目標(R6)
家庭教育に関す	福祉部門やその他関係部門と連		56 件	60 件
る情報の提供	携し家庭教育に関する講座や講演	実施事業件数	56 件 (H30)	00 14
(公民館)	会等において情報を提供する。		(H3U)	
	家庭の教育力向上を図るため、市			
家庭教育セミナ	内小・中・特別支援学校の PTA と公		85%	90%
-	民館が協働してセミナーを開催し、	参加者の満足度	(H30)	
(公民館)	家庭教育に関する学習機会と情報			
	を提供する。			

施策2 幼児期の教育支援の充実

近年の少子化、核家族化、共働き家庭の増加により、子育てに不安を抱く保護者に対し幼児期からの発達段階に応じた子育てに関する学習機会を提供するとともに、父親も参加した親子の触れ合いや親同士の交流などを関係機関・地域団体と連携し積極的に実施し、子育て世代を支援します。



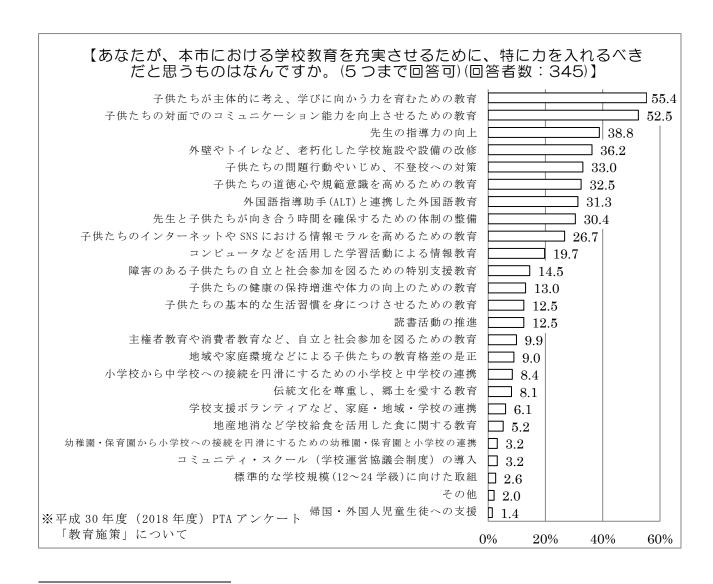
事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
子育て支援事業(子育てサロン)(公民館)	子育での不安解消を図るため、関係機関や地域団体と連携し、子育で中の保護者を対象に、子供とのふれあい、子育でのアドバイスや相談、保護者同士の交流、仲間づくりの場として、子育で支援事業を実施する。	参加者の満足度	78% (H30)	90%

4.基本方針 3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります推進目標 1 学習指導の改善による学力の向上

施策1 「わかる授業」の推進

教育施策についてのPTAアンケートでは、「子供たちが主体的に考え、学びに向かう力を育むための教育」に力を入れるべきとの回答が55.4%と最も多くなっています。

本市では、児童生徒が主体的に学習に取り組み、わかる喜びや達成感を感じる授業を展開するため、指導主事²⁷が各学校の研修会や授業研究に参加し、教員の指導力向上を図っています。特に、「確かな学力の向上」や「現代的教育課題」等を研究課題として研究学校²⁸を指定したり、学校訪問や要請訪問等で指導・助言を行ったりしています。これらの研究学校等の研究を充実させるとともに、その成果を踏まえ、各学校で児童生徒の実態に即した授業を推進することが課題です。



²⁷ 指導主事: 学校教育に関する専門的事項(教育課程・学習指導等)についての識見を有する教育 委員会職員。

²⁸ 研究学校:現代的教育課題について学校内で研究及び検証することを船橋市教育委員会が委託した学校。

事務事業名	ᆂᄽᆍᄴᄪᄑ	-L H 14.		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
授業研究の奨 励 (指導課)	各学校における校内研究体制 の整備と授業研究の実施を奨励 し、学校訪問や要請訪問に指導 主事を派遣し、若年層教員の能 力や適性に応じた指導・助言を 行い、授業力の向上を図る。	授業研究への指導 主事派遣校数	73 校 (H30)	81 校
小学校社会科 副読本「わたし たちの船橋」の 改訂 (総合教育セン ター)	編集委員会を設置し、毎年、 副読本の内容の見直しや資料の 更新を行い、児童にとってわか りやすい副読本を作成する。学 習指導要領に沿った指導の手引 も作成する。	小学校を対象とし たアンケートの満 足度	_	80%

社会科副読本「わたしたちの船橋」



施策2 一人一人に応じたきめ細かい授業の推進

各小・中学校では、算数・数学や英語の授業で、学習集団の規模を小さくした少人数 指導や学習サポーターと連携した授業を取り入れています。また、市内の全ての小学校 に授業の支援を行うために、教職を目指す大学生や地域人材等を学習サポーターとして 各小学校に2人以上派遣し、一人一人に応じたきめ細かい授業を推進しています。

事務事業名	事務事業概要	成果指標		
(所管)	70077天风女	/XX/111/X	現状	目標(R6)
	子供たち一人一人の個に応じ			
	た学習支援や教育活動全般に関	①学習サポーター	①133 人	①150人
学習サポータ	する指導援助を行うために、協	配置数		
一派遣事業	力大学と連携し、教員志望の意			
(指導課)	欲ある学生等を学習サポーター	②学習サポーター	②3,257 回	②3,300回
	として市内全小学校に配置す	延派遣回数	(H30)	
	る。			
	学習集団の規模を小さくした			
	少人数指導を実施する。算数、			
少人数指導の	数学、理科等で個に応じた指導	 少人数指導の実施		
充実	を行うことにより、基礎的・基		_	100%
(指導課)	本的な知識・技能を確実に身に	率		
	付け、思考力、判断力、表現力			
	を高める。			

学習サポーター







施策3 主体的な学習活動の奨励

児童生徒が主体的に学習に取り組み、わかる喜びや達成感がある授業を展開するため、 指導主事が各学校の研修会や授業研究に参加し、教職員の指導力向上を図っています。 特に「確かな学力の向上」等を研究課題として、研究学校を指定し学校訪問等で指導・ 助言を行っています。これらの研究学校等の研究を充実させるとともに、その成果を踏 まえ、各学校で児童生徒の実態に即した授業を推進することが課題です。

児童生徒の主体的な学習活動を発表できる場として、社会現象に関する調査研究や科学研究などを論文・工夫作品としてまとめる活動を奨励し、思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。また、総合教育センターで開催される船橋市教育フェスティバルにおいて作品展を実施し、社会科、理科学習への興味関心を高めます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名		N III Malar		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
社会科作品展 (総合教育センター)	市立小・中・特別支援学校の 児童生徒を対象とした社会科作 品展を開催する。また、出品作 品等を載せた社会科作品集を刊 行する。	出品校数	全校 (R1)	全校
科学論文・工夫 作品展 (総合教育セ ンター)	市立小・中・特別支援学校の 児童生徒を対象とし、「夏休み自 由研究相談会」を行い、児童生 徒科学論文・工夫作品展を開催 する。また、出品作品等を載せ た船橋市児童生徒科学論文・工 夫作品集を作成する。	出品校数	79 校 (R1)	全校

社会科作品展



科学論文・工夫作品展







推進目標2 今日的な教育課題に対応する教育の推進

施策1 国語教育の充実

国語力向上推進委員会を設置し、国語力向上と読書活動の振興を図っています。

OECD²⁹の PISA 調査³⁰によると、読書量が多い生徒ほど読解力の得点が高いという結果が示されており、国語力の向上と読書活動の振興は切っても切れない関係にあります。国語力向上推進については、船橋版漢字検定「いいかんじ」や児童生徒に古文・漢文、俳句・短歌・百人一首、唱歌や近代文学の冒頭部分を暗唱するための資料「暗唱のすすめ」を作成し、船橋市こどもホームページに掲載しています。読書活動の振興については、市内全小・中学校の学校図書館での総貸出冊数の目標を毎年設定し、読書量の向上を図っています。また、学校全体で取り組むことのできる図書紹介カード「ふなばし『本の虫』³¹」を作成し、各学校で活用を呼びかけています。今後も国語教育充実のための資料作成や活用方法の研究等の取組を継続します。

現在、市立小・中・特別支援・高等学校に学校司書を配置し、小・中学校では学校図書標準を全校で達成し充実した蔵書数を維持するなど、学校図書館活用の推進を図っています。図書物流システムについては、現在、学校図書館と公立図書館をオンラインで結び、各学校図書館及び公立図書館4館の蔵書の相互貸借を毎週1回実施しています。今後は、第三次船橋市子供の読書活動推進計画を推進しながら更なる読書活動の充実を図っていきます。

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
国語力向上推進 (指導課)	国語力向上推進委員会において、各学校における読書活動の 振興を図り、国語教育の充実と 児童生徒の国語力の向上を図 る。	学校図書館の総貸 出冊数	383 万冊 (H30)	450 万冊

^{29 0}ECD (経済協力開発機構):自由主義経済発展のために協力することを目的に 1961 年に設立された国際機関。

³⁰ PISA 調査: 0ECD 加盟国の義務教育終了段階の 15 歳児を対象に、2000 年から 3 年ごとに、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの 3 分野で実施。前回 2015 年調査からコンピュータ使用型調査に移行。

³¹ ふなばし「本の虫」:各学校における学校図書館利活用の推進と読書指導の充実を目的として 児童生徒及び教職員が活用できる図書のおすすめカード。



「いいかんじ」認定証





ふなばし『本の虫』

施策2 小中一貫英語教育の推進

全ての小学校を教育課程特例校³²として第1学年から第6学年まで英語の授業を実施しています。中学校においては、小学校の学習事項を生かして「聞く力」・「話す力」を更に伸ばすとともに、「読む力」・「書く力」の指導にも力を入れ、総合的な英語力の向上を図っています。今後は、学習指導要領に沿いながら、各小・中学校の実態に即して、一層円滑な接続を目指すとともに、児童生徒の英語力向上のために授業内容や指導方法の工夫・改善を進めていく必要があります。

事務事業名	+ 3/4 + 4/4 HIL H			
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
小中学校英語 指導研修会 (指導課)	小・中学校が互いに英語の授業を参観し、各中学校区を中心として英語指導に関する情報交換や協議を行うことにより、小中連携を深め、9年間の英語教育の一層の充実を図る。	研修後のアンケー トの満足度で肯定 的な評価の割合		90%
小中連携英語 教育の推進 (指導課)	中学校卒業時までに、英語に よるコミュニケーションができ る子供たちの育成を目指し、指 導方法、カリキュラム作成に関 して義務教育 9 年間の連携を推 進する。	実施中学校区数	14 中学校区 (H30)	27 中学校区

³² 教育課程特例校:学校教育法施行規則第55条の2に基づき、文部科学大臣が指定する学校。 学習指導要領等によらない教育課程を編成、実施できる。

施策3 理数教育の充実

平成30年度(2018年度)実施の全国学力・学習状況調査³³において、理科が好きな児童(小学6年)の割合は、84.6%と高く、その理由は「観察や実験があるから」が多くなっています。しかし、同調査で中学3年生の理科が好きな生徒の割合は64.0%で、小学校に比べて低くなっています。また、算数・数学が「将来社会に出た時に役に立つ」と答えた児童生徒の割合が、小学6年生で89.4%、中学3年生で68.2%と全国平均をやや下回っています。

理科の観察、実験の更なる充実を図り、算数・数学の基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせるために、児童生徒の理科、算数・数学に対する興味関心を高めるとともに学力を高める取組を進めます。

事務事業名	中双中光恒田	计田代神		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
プラネタリウム学習投映 (総合教育センター)	幼稚園・保育所等を対象にした学習投映では、科学的興味関心の下地となる、夢のある、楽しい内容を提供していく。小・中・特別支援学校を対象に、学習指導要領等に基づき、効果的な学習投映を行っていく。	小・中・特別支援 学校を対象とした アンケートの満足 度	100% (H30)	100%
「算数・数学チャレンジふなばし」の開催 (総合教育センター)	算数・数学チャレンジふなば し実施委員会において、小学 6 年生と中学 3 年生を対象とした 問題を作成し、審査会を実施す る。	小・中学校の参加 校数	全校 (R1)	全校

算数・数学チャレンジふなばし







³³ 全国学力・学習状況調査:毎年、小学校6年生及び中学校3年生を対象に、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握するための調査。教育施策の成果と課題の検証及び改善と学校における教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることを目的としている。

施策4 主権者教育の推進

平成27年(2015年)10月に策定された船橋市教育大綱の留意する4つの取組の一つに、「主権者教育の研究と導入」が位置付けられています。

本市では主権者教育を「主権者としての自覚を培う教育」と定義付け、社会に関心を持ち、より良い社会の在り方を主体的に考え、判断し、他者と協働しながら課題を解決しようとする資質・能力を育むことを目指しています。

本市の主権者教育は、教科等の学習に租税教育や消費者教育、環境教育などを関連付けるとともに、あらゆる学校教育活動を通して実践し、主権者としての義務や権利を学びます。こうした取組は、主権者教育推進会議・主権者教育推進委員会において主権者教育の現状や課題を共有し、本研究を深められるよう努めています。

事務事業名	± 3/v ≠ 3/v 1m ==			
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
主権者教育の	将来社会の中で協調し、自立でき	主権者教育に係る		
研究	る子供を育成するため、主権者とし	実践や成果に関す	年1回	年1回
(指導課)	ての自覚を培う教育の研究を推進	る報告集の発行回	(H30)	
(相等味)	する。	数		
	本市の主権者教育に係る課題を			
主権者教育推	把握するとともに、本研究の推進に			
進会議・主権者	資するために、学校教育部長を会長	 会議内容・決定		
教育推進委員	とする主権者教育推進会議、主権者	事項等の通知回数	_	年3回
会	教育推進委員会を開催する。また、	ず気等の通知自然		
(指導課)	会議内容や決定事項等を全校に周			
	知する。			

主権者教育の実践



模擬投票の様子



施策5 消費者教育の推進

各学校では、学習指導要領に基づき社会科、家庭科(小学校)、技術・家庭科(中学校)等の教科において発達段階に応じた消費者教育を行っています。消費者としての望ましい在り方を追究するために、教科の学習だけではなくライフステージに応じた体系的な教育を行っています。消費者としての権利や義務等を確実に身に付け、消費者市民社会³⁴の形成に参画できる子供たちの育成を目指していきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標 (R6)
(2) [[]			2271	11 24 (22-7)
	に目を向けたり、権利と責任・	学校訪問等に		
消費者教育の	義務を学んだりすること等を通	より指導・助言	21 校	21 校
充実	して、将来、自立した消費者と	した学校数	(H30)	(4年サイクル
(指導課)	して安心して安全で豊かな消費	(4年サイクル		で市立全校)
	生活を営むために、発達段階に	で市立全校)		
	応じた教育活動を推進する。			

施策 6 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する船橋市民の育成を図るために、我が国や郷土の伝統や文化を受け 止め、その良さを継承・発展させるための教育の充実を図っています。

社会の国際化が進展する中で児童生徒が我が国の伝統や文化を理解するとともに、誇りを持てるようにすることが重要です。国際理解を進めるためにも、各教科等で、我が国の伝統や文化に触れる学習活動を積極的に展開します。

事務事業名	中双中光恒田	中田松神		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
	古典の音読、暗唱を通して我			
伝統的な言語	が国の言語文化に親しみ、愛情			
文化に触れる	を持って享受し、その担い手と	小・中学校で「暗唱		
活動の充実	して言語文化を継承・発展させ	のすすめ」を授業に	_	81 校
(指導課)	る態度を育成するため、各学校	活用した学校数		
(相等味)	の授業における「暗唱のすすめ」			
	の活用を図る。			

³⁴ 消費者市民社会:消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会。

施策 7 その他の今日的な教育課題に対応する教育の推進及び充実

各学校では、社会科・理科・生活科・家庭科・特別活動・総合的な学習の時間³⁵等を活用して、教科横断的な学習を進めています。その中で、財政を支える租税の重要性に鑑み、児童生徒に対して税に関する正しい理解と知識が身に付くよう租税教育を推進し、自然環境や資源の有限性等に目を向け、持続可能な社会の担い手となる児童生徒の育成のために環境教育の充実を図っています。また、児童生徒が将来、社会的、職業的に自立し、社会の中で自らの役割を果たしながら自分らしい生き方を実現する資質を育成するために、キャリア教育を充実させていきます。さらに、情報社会を生きていく児童生徒に必要な資質の向上、能力を育むためにプログラミング教育を推進していきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名	中孙中光枫田	4. 田 松 田		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
租税教育の推 進 (指導課)	租税教育推進協議会が実施する租税教室、中学生の税に関する作文コンクール、租税に関する資料の配布等に協力して市内小・中学校の租税教育の推進を図る。	①租税教室の実施率 ②「中学生の税についての作文」応募数	①95% ②3,317点 (H30)	①100% ②3,600 点
環境教育の推 進 (指導課)	持続可能な社会の実現に向けて、主体的に参画する態度を養うために各小・中学校の総合的な学習の時間において環境について学ぶ単元36の設定を推奨する。また、小学校の校外学習等で「ふなばし三番瀬環境学習館」や科学館等を見学コースに設定することを推奨し、環境教育の推進を図る。	①総合的な学習の 時間における環境 教育に関する単元 の設置率 ②小学校における 校外学習等での環 境教育の実施率	①85% (H30) ②—	①100% ②100%

「ふなばし三番瀬環境学 習館」を活用した環境教育





³⁵ 総合的な学習の時間:探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標とした学習。

³⁶ 単元:児童生徒の学習過程における一連の学習活動の「まとまり」。

事務事業名	# 34 # W HII HI	-2 H 松輔		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
プログラミング教育の推進(総合教育センター)	児童生徒に情報や情報技術を 問題解決の手段として活用して いく資質・能力を育てるために 各学校でプログラミング教育を 円滑に実施できるよう環境整備 を進め、評価・見直し・改善が 図られるよう指導・助言を行う。	プログラミング教 育を実施した小学 校の割合	48% (H30)	100%
キャリア教育の推進 (指導課)	小学校から高等学校を通じて、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげるために「キャリア・パスポート ³⁷ 」活用の推進を図る。	「キャリア・パス ポート」が有効的 に活用された学校 の割合	_	100%



キャリア教育





プログラミング教育





³⁷ キャリア・パスポート:小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ。

5.基本方針4 豊かな心を育成し社会性を高めます

推進目標1 道徳的実践力の向上と規範意識の向上

施策1 道徳教育・人権教育の推進

道徳教育においては、千葉県における道徳教育の主題「『いのち』のつながりと輝き」を踏まえ、豊かな心の育成と社会性を高める教育を推進しています。平成30年度(2018年度)から道徳の教科化が始まったことを受け、学習指導要領に示された「考え、議論する道徳」「体験的な学習」「問題解決的な学習」等を取り入れた授業改善を図っていくことが課題です。また、道徳の授業を家庭、地域に公開することにより、家庭や地域と連携した道徳教育を展開することを推進しています。平成30年度(2018年度)に、道徳の授業を公開した学校は、小学校で100%、中学校で85%であることから、特に中学校での授業公開を推進し、家庭・地域との連携が図られるよう努めていきます。

人権教育においては、学校教育活動全体を通して、人権感覚の育成に努め、児童生徒 一人一人が一人の人間として大切にされるという実感が持てる学校づくりを推進しています。小・中学校では、「人権作文コンテストへの参加」「人権の花運動」「人権教室」の取組を通し、心豊かな児童生徒の育成を図っています。更に人権教育の充実に努めていくことが課題であるので、今後も、人権教育全体計画及び年間指導計画の見直しを図っていきます。

事務事業名	事務事業概要	成果指標	~H.115	H H (D 0)
(所管) 学校における 道徳教育の実 践への支援 (指導課)	学習指導要領に示された「考え、 議論する道徳」「体験的な学習」「問 題解決的な学習」等を取り入れた授 業改善への指導・助言と教員研修の 充実に努める。	学校訪問や要請訪 問等により指導・助 言や研修を行った 学校数 (2 年サイクルで 全校)	現状 ①小学校 27 校 ②中学校 13 校 (R1)	目標(R6) ①小学校 27 校 ②中学校 13 校 (2 年サイ クルで全 校)
道徳授業の公 開 (指導課)	道徳の授業を公開することにより、家庭と地域社会との連携を一層図るとともに、地域の教育力を生かし、地域ぐるみで豊かな心の育成に努める。	授業公開を行った小・中学校数	77 校 (H30)	81 校

事務事業名	事務事業概要	成果指標		Γ
(所管)	并切 4 未晚女	从水油水	現状	目標(R6)
人権教育の充 実 (指導課)	小学校の「人権の花運動」「人権 教室」への取組や、重点校の中学校 における「全国中学生人権作文コン テスト」などを通して、心豊かな児 童生徒の育成を図る。また、児童生 徒の実態に合わせて学校ごとに計 画の見直しを行っていく。	①人権教室に取り組んだ小学校数②人権作文に取り組んだ中学校数	①10 校 (H30) ② 9 校 (H30)	①10 校 (5 年サイ クルで全 校) ② 9 校 (3 年サイ クルで全 校)

施策 2 ボランティア活動等の推進

各学校ではボランティア活動を総合的な学習の時間や特別活動等で行っています。

少子高齢化が急激に進む社会において、ボランティア活動を活性化させることが非常に重要になってきます。ボランティア活動などの体験活動の中で、児童生徒の道徳性を養い、豊かな心を育てます。今後は、家庭や地域とも連携して体験活動の充実を図ります。

事務事業名	ᆂᅏᆂᄴᄪᄑ	- H W III .		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
ギランニ , マ	体験活動の内容に応じて、美しい			
ボランティア 活動等の体験	ものや自然に感動する心、正義感や	ボランティア活動		
活動を推進	公正さを重んじる心、生命を大切に	等の体験活動を取	_	81 校
(指導課)	する心、他人を思いやる心などの豊	り入れた学校		
(相等味)	かな人間性の育成に努める。			
	高齢者施設等の社会福祉施設を	総合的な学習の時		
福祉教育の推	訪問してふれあい・交流活動、車椅	間の課題として福	81.4%	85%以上
進	子やアイマスクの疑似体験をする	祉学習を取り入れ	(H30)	
(指導課)	など、「福祉」についての学習が深	ている小・中学校の		
	まるように指導・助言に努める。	割合		

推進目標 2 コミュニケーション能力と社会性の向上

施策1 人間関係づくり活動の充実

学校生活においては、いじめや暴力行為、不登校などの問題があります。また、家庭 生活においても、少子高齢化や習い事や塾通い、遊び場所の不足等で子供を取り巻く生 活環境が大きく変化しています。

今後も各教科等で体験活動を重視するとともに、指導の過程に人間関係づくりのため の活動を明確に位置付け、実態に応じて行っていくことが必要です。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
()/1 = /	1.34.3 [4.1.3 4.3.3 - 1.1-5		5000	口水 (NO)
	友達と協力することの大切さ			
	や思いやりの心を育てるため、	異学年交流を実施		
異年齡交流活	異年齢交流の現状の把握に努	し、児童生徒の人間		
動の推進	め、要請訪問や学校訪問を通し	関係づくりへの効	_	100%
(指導課)	て、異年齢交流の意義と効果に	果が見られた小・		
	ついて指導を重ね、一層の充実	中・高等学校の割合		
	を目指す。			

施策2 話し合い活動の充実

言語は、思考や判断、表現、コミュニケーション、感性・情緒等の基盤であることから、学校では教科等で言語活動を重視して授業を進めています。

教育施策についてのPTAアンケートでは、「子供たちの対面でのコミュニケーション能力を向上させるための教育」に力をいれるべきとの回答が 52.5%と 2番目に多くなっています(55頁のグラフ参照)。

児童生徒が体験不足や人間関係を構築できない現状があることから、学級活動において、話し合いを中心とした言語活動の充実を図っていく必要があります。

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
学級活動の中 での話し合い 活動の充実 (指導課)	要請訪問や学校訪問を通して、より良い人間関係が形成されるよう、学級活動における話し合い活動の充実に向けて、指導・助言を行う。	学級活動での話合い活動を充実させることで、より良い人間関係が形成された小・中・高等学校の割合	ŀ	100%

推進目標3 生徒指導の機能の向上

施策1 生徒指導体制の充実

生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で、重要な機能を果たすものです。生徒指導上の問題行動は低年齢化及び広域化しています。それは規範意識の低下、価値観の多様化、スマートフォンやインターネット等の情報関連機器の普及等に伴う多様な問題から生じ、その対応がますます困難になってきています。

生徒指導に対する教師の指導力の更なる向上と校長を中心とした組織的な生徒指導体制を充実させるとともに、関係機関との適切な連携を図っていきます。また、情報教育に関しては情報モラル教育を推進していきます。

事務事業名	# 34 # W HII #F	4. 田 4. 田		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
小・中・特別支	研究協議、情報交換、講演会			
援学校生徒指	等を行い、生徒指導担当教員の	団体後のマント		
導研修会	指導力向上とともに、各学校に	研修後のアンケー トの満足度	86%	90%
(総合教育セン	おける生徒指導上の問題に係る	トの何足及	(R1)	
ター・指導課)	取組の充実を図る。			
生往地道 27 期	各学校における不登校や問題			
生徒指導に関	行動等の実態を把握し、その対	全小学校での学校	年2回	年2回
する学校訪問 (指導課・青少	応及び学校体制づくりについて	訪問による助言・	年 2 回 (H30)	平 2 凹
(相等 味・ 再少 年センター)	協議するとともに助言・支援を	指導回数	(пои)	
サビンター)	行う。			

施策2 いじめ問題への対応

いじめは、どの学校でもどの児童生徒にも起こりうる問題であることを認識し、対策を講じなければならない重要課題です。本市における小・中学校の認知件数は年々増加していますが、これは、各学校におけるアンケート調査や教育相談体制の充実など、いじめの早期発見に努め、早期対応及び早期解決に向けて各学校が取り組んでいる結果と考えられます。各学校が策定した「いじめ防止対策基本方針」による効果的ないじめ問題への取組を行うとともに、いじめや人権に関する教員研修や児童生徒によるいじめ撲滅の取組を充実させることで、児童生徒がいじめを訴えやすい環境の整備と、いじめの早期解消に向けて迅速かつ組織的な対応に努めます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
いじめ問題に 関する取組の 充実 (指導課)	各学校のいじめ問題に関する 現状と取組状況を I 期 (4 月~7 月)、II 期 (9 月~12 月) 調査し、 分析結果を資料とし、いじめ対 応に関する助言・支援を行い、 各学校の取組の充実と継続性を 図る。	いじめの解消率	90% (H30)	100%

施策3 学校教育相談体制の充実

児童生徒の学校生活や友人関係、家庭環境等の問題が、問題行動や学校生活への不適 応の原因になっていることが多くあります。問題を深刻化させることなく解決を図るた め、児童生徒の悩みを学校が早期に把握し対応するなど、学校教育相談体制の整備は生 徒指導上、重要な役割を持っています。

学校における教育相談の充実、スクールカウンセラー³⁸やスクールソーシャルワーカー³⁹の配置と効果的な活用、研修会や学校訪問による教職員の資質の向上等を図り、学校教育相談体制の充実に努めます。

³⁸ スクールカウンセラー:学校現場において、児童生徒及び保護者に対し、臨床心理に関する専門知識を生かした心のケアやサポートを行う専門家のこと。

³⁹ スクールソーシャルワーカー:社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の抱いている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。

事務事業名	声	成果指標		
(所管)	事務事業概要	以未拍倧 	現状	目標(R6)
スクールカウ ンセラーの配 置及び活動の 充実 (指導課)	市立小・高等学校に配置しているスクールカウンセラーの活動の充実を図ることで、児童生徒が相談しやすい体制づくりを進め、各学校の教育相談体制を強化するとともに、関係機関との連携を図る。	教育相談体制の肯 定的評価が 80% 以上の学校の割合	75% (H30)	80%
スクールソー シャルワーカ 一配置事業 (総合教育セン ター)	児童生徒の抱える問題解決に 向け、学校の依頼を受け、スク ールソーシャルワーカーを派遣 する。	教育相談体制の肯 定的評価が 80% 以上の学校の割合	75% (H30)	80%



左建物:総合教育センター 右建物:プラネタリウム館

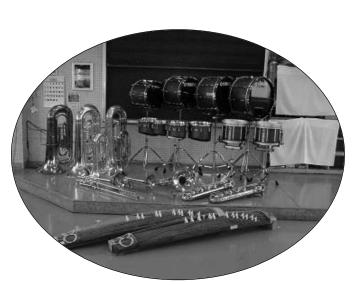
推進目標 4 情操教育の充実

施策1 音楽教育の振興

本市では、多くの市民が様々な音楽イベントにおいて多様な音楽活動を市内の各所で 展開しています。こうして、生涯にわたり音楽を楽しみ心豊かに生きる素地は、音楽教 育によって育まれる側面が大きく、市内の各学校において、音楽科の授業や学校行事、 部活動等、様々な場で音楽活動の充実が図られています。

子供たちが質の高い音楽に触れたり楽器の演奏を経験したりできる機会をつくるととともに、音楽教育に携わる教員の指導力向上を図るための研修を実施しています。これにより、音楽教育の一層の充実を目指し、本市の子供たちの豊かな情操を養います。

事務事業名	中双市米加西	14. 田 七		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
楽器貸与事業 (指導課)	音楽関係の部活動が盛んで、加入者が増えていることから、各学校からの要望に応じ、市が購入した楽器を貸与する。	希望校に貸与し た割合	100% (H30)	100%
学校音楽鑑賞 事業 (指導課)	千葉県の支援により(公財)千葉交響楽団の鑑賞教室 を開催し、児童生徒の感性を 培い情操教育の充実を図る。	実施校数	9 校 (H30)	9 校



貸与楽器 (法田中学校)

貸与楽器 (葛飾中学校)





施策2 文化クラブ活動の振興

市内の小・中学校では、文化クラブの活動が盛んに行われており、コンテストやコンクールなどの発表の機会を目標として設定し、日々の活動に取り組んでいます。

国、県、市が主催・共催・後援する音楽発表会、演劇発表会、英語発表会、コンクール等に出場する学校に対して補助金を交付することにより、文化クラブ活動の振興を図ります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名	声双声光 柳	14 田 44		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
文化クラブ対 外行事参加費 補助金 (指導課)	国、県、市が主催・共催・後 援する音楽発表会、演劇発表会、 英語発表会、コンクール等へ参 加した学校に対し、補助金を交 付する。	年間申請延学校数	283 校 (H30)	300 校

施策3 子供の読書活動の推進

本市では、第三次船橋市子供の読書活動推進計画を策定し、「子供が読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむことのできる環境づくり」を目的として、家庭・地域・学校等で連携しながら、読書に親しむ機会の充実、読書環境の整備及び普及啓発活動の推進に努めています。図書館での読み聞かせや幼稚園・保育園・児童ホーム等と連携した事業の実施、図書館と学校、各学校間で図書の相互貸借を行う図書物流システムの構築など、児童生徒の図書活用の幅を広げるとともに、市立小・中・特別支援・高等学校に学校司書を配置し学校図書室の充実を図ってきました。

しかし、基本方針 1-推進目標 4-施策 1 の現状 (41 頁) のとおり、学校段階が進むにつれ読書離れの傾向があります。子供が本を好きになり、読書を習慣とするには、保護者が読書の意義について理解を深め、本を介した子供との関わり合いを楽しむことが重要です。そのため、保護者にも図書館や読書について目を向けてもらえるよう、より一層の広報・啓発活動等に取り組みながら子供の読書活動を推進し、子供の豊かな情操を養います。

事務事業名	ᆂᅏᆂᄴᄱᄪᆓ			
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
船橋市子供の 読書活動推進 計画に基づく 事業 (1-4-1 再掲) (西図書館)	第三次船橋市子供の読書活動推進計画に基づき、学校、保育園、児童ホーム等の施設と連携して、乳幼児や小学生向けの事業の実施、ヤングアダルトサービスの充実、子供の読書に関わる大人向けの事業の実施等、年齢に応じた読書活動の推進に取り組む。	保護者や読み聞か せグループ等への 啓発(講師派遣)	10 回 (H30)	16 回



読書テラス

郷土資料室

6.基本方針 5 健やかな体つくりを進め体力の向上を図ります 推進目標 1 体力向上の推進

施策1 体育指導の充実

学校体育の充実、推進のため学校体育研究校の研究実践、研究公開をはじめ、学習指導及び指導者の研修会を企画運営し成果を上げています。また、体育の授業における指導者の指導力向上・指導方法改善に向けて小・中学校要請訪問を実施し、児童生徒が運動の楽しさや喜びを味わえる授業の展開を目指しています。

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
指導者研修会 (保健体育課)	教職員のニーズを把握し、研修会を企画している。体育主任研修会、心肺蘇生法講習会、運動部活動指導者研修会を通して、教職員の資質の向上を図るとともに指導方法に工夫の見られる授業が展開されるように努める。	各学校における研 修会の実施回数	162 回 (各校年 間 2 回) (H30)	243 回 (各校年 間 3 回)
小・中学校訪問 の実施 (保健体育課)	各学校の実態を踏まえ、要請 訪問で体育学習に関する指導を 行う。また、体育科・保健体育 科の授業分析、指導方法の改善 を検討し、指導者の資質と指導 力の向上を図る。	要請訪問の実施率	79% (H30)	85%

体育科公開研究会





施策2 体力つくり活動の推進

各学校における体力向上推進委員会や学校保健委員会では、児童生徒の体力向上に努めています。現状として、児童生徒の1週間の総運動時間は、男女ともに運動をする児童生徒とそうでない児童生徒という二極化の状況にあります。この現状を改善するため、児童生徒に生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指します。

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
小・中学校の体力テストの実施と日常的な体力つくりの推進(保健体育課)	小・中学校における体力テストの結果を調査、分析し、その結果を各学校にフィードバックしている。教職員が自校の数値を把握し、体力向上に関する意識の高揚を図り、体つくり、体力向上を目指す取組を行う。	体力向上推進委員 会の実施回数	81 回 (各校年 間 1 回) (H30)	162 回 (各校年 間 2 回)
「クラスみん なで目指せ! 体力船橋ナン バーワン」の取 組 (保健体育課)	体育主任研修会や学校訪問・ 要請訪問等で本市の事業である 「クラスみんなで目指せ!体力 船橋ナンバーワン」 ⁴⁰ への積極 的な参加を促す。	小学校の実施率	61% (H30)	80%

⁴⁰ クラスみんなで目指せ!体力船橋ナンバーワン:児童生徒の体力向上を図るために、学校の実態に応じて授業や業間・昼休みの時間帯に取り組める種目を紹介し、積極的に外遊びや運動を奨励している。また、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成するとともに、記録(ランキング)を公表することにより、活動の意欲化と継続性を図ることを狙いとしている。

施策3 運動部活動の振興

運動部顧問と船橋市小中学校運動部活動指導者派遣事業による指導者及びボランティ ア指導者で運動部活動の指導に当たっています。県大会をはじめ、関東・全国大会にお いても上位に入賞するなど優秀な成績を収め、成果を上げています。

また、各学校のニーズに応じて、部活動指導員の配置と効果的な活用を図り、運動部活動体制の充実に努めます。

事務事業名	中水中米恒田	14 田 45		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
小·中学校運動	運動部活動顧問と外部指導者			
部活動指導者	で運動部の指導をするととも	学校からの派遣要	86%	95%
派遣事業	に、顧問の指導力の向上を目指	望に対する派遣率	(H30)	
(保健体育課)	す。			

総合体育館(船橋アリーナ)



総合体育館内の吉澤野球博物館資料展示室

基本方針 5 健やかな体つくりを進め体力の向上を図ります 推進目標 2 健康教育の推進

推進目標2 健康教育の推進

施策1 学校保健の充実

各学校では様々な教育活動を通して「性に関する指導」「喫煙防止教育」「飲酒防止教育」「がんに関する指導」「薬物乱用防止教育」等の指導をし、児童生徒が自らの健康のために環境改善ができるように取り組んでいます。更に指導者の資質向上を図るため、講師による講演や学校における健康教育の実践発表を行うなど研修会の充実を図っています。健康教育研究指定校を置き、研究の成果を市内各学校に啓発しています。

今後は、学校保健委員会において地域・家庭・学校との連携を図り、学校保健の更なる充実を図ることが大切です。

事務事業名	→ 水 → 米 畑 平	TH H 4		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
	児童生徒が自らの健康に興味	小・中・特別支援		
保健教育の推	関心を持ち、環境改善に取り組	学校での各種健康		
進	めるよう、授業以外で健康や病	指導、防止教育に	_	100%
(保健体育課)	気に関する指導、各種の防止教	関する取組の実施		
	育を実施する。	率		
	学校における健康の問題を研			
学校保健委員	究協議し、健康つくりを推進す	労払担焼 委具入の	01 50/	0.00/
会の充実	るために、地域・家庭・学校と	学校保健委員会の	81. 5%	90%
(保健体育課)	連携を図り、学校保健委員会を	実施率	(H30)	
	開催する。			

施策2 食育の推進

学校給食で使用する食品の安全性及び食品に対する信頼性を確保するため、関係機関と連携協力し、産地の公表や定期的な検査と合わせて、食物アレルギーに関する対応委員会の実施に努めています。

生涯を通して心も体も健康で豊かな生活を送ることができるように、健康教育の一層の充実のため、栄養教諭・学校栄養職員と学級担任・教科担任等をはじめとする教職員が連携するとともに、各学校において「食育だより」等を活用して、家庭・保護者への啓発にも努めています。また、本市で生産された旬の農産物を学校給食に使用し、学校給食を通じて地域や地場産物への理解を深め、児童生徒・保護者等への食育の推進とふるさと船橋への思いを育みます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名	事務事業概要	成果指標		
(所管)	事伤争未似安 	八 木 拍 保	現状	目標(R6)
学校公会の方	本市で生産された旬の農産物	栄養教諭、栄養職		
学校給食の充実	を学校給食で使用し、地場産物	員による給食を題		100%
	への理解を深め食育の推進に努	材とした食育の授	_	100%
(保健体育課)	める。	業の実施率		
食の安全の確		学校ホームページ		
保	学校給食で使用する食材の産	への使用食材の産	_	100%
(保健体育課)	地公表や定期的な検査を行う。	地公表(毎日)		

中学校給食 A献立(米飯中心)



中学校給食 B献立(麺またはパン中心)



7.基本方針6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります

推進目標1 教職員の指導力の向上

施策1 授業力向上のための支援体制の整備

教育施策についてのPTAアンケートでは、「先生の指導力の向上」に力をいれるべき との回答が 38.8%と 3番目に多くなっています(55頁のグラフ参照)。

本市では、葛南教育事務所と船橋市教育委員会による学校訪問、要請訪問などを通して学習指導要領の趣旨の徹底や理解の促進を図っています。特に、次代を担う子供が「生きる力」を身に付けるために、キャリア教育の充実が図られるよう各学校が全体計画を作成し、その内容を把握し指導・助言できるような体制づくりを行っています。また、教科等の研究委員として教職員を委嘱し、指導資料の作成に取り組んでいます。

先進校での調査研究や民間企業等で社会体験研修に取り組み、優れた教育実践や企業 の考え方、姿勢を学び教員としての資質・能力の向上を図っています。

学校教育関係教職員研修については、「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえ、教職員研修計画を策定し、実践的研修となるよう工夫改善の必要があります。

市内外の研究・研修の記録や専門的な教育関係の図書・資料を収集、保管し、教職員に提供し、教育実践の向上に役立てています。

事務事業名	+ 3/v + 3/v III			
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
各教科等の指 導資料の作成 (総合教育セン ター)	教科等の研究委員会を設置 し、指導法等について研究し提 言している。授業に役立つ指導 資料集を作成し、「ふなっこ・ね っと」に公開する。	指導資料活用状況 アンケートの満足 度	88% (H30)	100%
学校教育関係 職員研修の企 画と運営 (総合教育セン ター)	教職員の資質・能力の向上を 目的として、学校経営や教科等 の指導法、今日的な課題などに ついて、役職や経験年数に応じ た研修を開催する。	研修受講者のアン ケートの満足度	97% (H30)	100%

施策2 総合教育センターの研修の充実

本市では、教職経験年数が10年以下の教職員が市内の教職員の6割を占めるなど、初若年教職員の割合の増加に対応するため、指導技術の継承と若年層教職員、ミドルリーダーの指導力の向上が急務です。そこで、「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び「千葉県教職員研修体系」を踏まえた本市の研修体系を見直し、キャリアステージに応じた効果的、継続的な研修を企画・運営します。

事務事業名	事務事業概要	成果指標		
(所管)	学 伤	以木161宗	現状	目標(R6)
	「千葉県・千葉市教員等育成			
なままの目	指標」に基づき、本市の教育課			
研修事業の見直しと充実	題を踏まえた体系的な教職員研	研修受講者の理解		1.000/
個して元美 (総合教育セン	修とする。また、受講後のアン	伽修文神有の理解 度	_	100%
ター)	ケートで、受講者理解度を把握	· 及		
9-)	し、喫緊の課題に対応した研修			
	を企画・運営する。			

初任者 (新規採用教員) 研修



推進目標 2 教職員の信頼性の向上

施策1 教職員のモラール(士気)の向上と不祥事根絶

教職員のモラール(士気)の向上を図るために、全校に校内モラールアップ委員会が設置されています。管理職から教職員へ指導するトップダウン型から、自らの職責を認識し、意識の向上を図るボトムアップ型への取組が充実するよう、各学校への指導及び啓発を強化していきます。

教職員の不祥事根絶については、これまで通知文や校長会議等を通して、繰り返し指導してきました。特に個人情報流出防止については「船橋市立学校における個人情報取り扱いの手引き」「啓発ポスター」等の作成配布、個人情報管理点検カードの活用等を通して啓発に努めています。また、担当課職員の各学校訪問による不祥事根絶研修会も実施してきました。引き続き、不祥事根絶を目指し、指導を継続・強化していきます。

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
校内モラールア ップ委員会活動 の活性化 (学務課)	校内モラールアップ委員会が活性化され、教職員のモラールの向上が図られるよう、各学校への指導・ 啓発を行う。	年間計画に基づい て、モラールアップ 委員会が様々な取 組を行っている学 校の割合	100% (H30)	100%
教職員不祥事の 対応と意識改革 (学務課)	不祥事根絶研修会の実施により、 教職員の意識改革を図り、不祥事を 根絶する。	外部講師による不 祥事根絶研修会実 施校数	39 校 (H30)	58 校
学校における個 人情報の管理 (学務課)	「船橋市立学校における個人情報取り扱いの手引き」を更新し、最新の個人情報管理に対応する。また、不祥事根絶研修会を実施し、学校における個人情報の保護について教職員の意識改革を図る。	個人情報紛失、漏えい件数	0 件 (H30)	0 件

推進目標3 教員が子供に向き合う体制の整備

施策1 校務の見直し等による支援体制の整備

千葉県教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、行動 計画を策定及び業務改善目標を定め、教職員が心身の健康を損なうことのないよう業務 の質的転換及び量的精選を図ります。

また、平成 28 年度 (2016 年度) に導入した校務支援システム⁴¹の運用面での改善を進めていきます。全ての教員に 1 台のコンピュータを整備することにより、一層円滑な情報共有及び校務の効率化を目指します。

これらの取組により、子供たちに向き合う時間を確保できるよう努めます。

なお、教職員の定年退職や教員志望者の減少、講師不足等により、各学校で欠員が生 じていることから、千葉県教育委員会と連携して欠員の解消及び講師の確保に努めてま いります。

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
働き方改革の 推進 (学務課)	働き方改革に係る推進体制を 構築し、業務改善目標を定め、 業務改善の PDCA サイクルを構築 する。	業務改善目標の達 成状況	_	80%以上
校務用コンピ ュータの整 備・維持 (総合教育セン ター)	全ての教員がコンピュータを 校務に活用できる環境を整備・ 維持する。	校務に活用できる コンピュータの教 員1人当たりの台 数	1 台 (H30)	1 台
校務支援シス テムの活用 (総合教育セン ター)	校務支援システムを活用し、 更なる業務の軽減をはかる。	校務支援システム の代表的な機能の 中で 80%以上の教 員が、業務が軽減 できたと答えた機 能の割合	25% (H30)	75%

⁴¹ 校務支援システム:校務の情報化を推進するために、市内の小・中・特別支援学校に導入されたシステム。校務の情報化により、効率的な校務処理とその結果、生み出される教育活動の質の改善、教員のゆとりの確保を目的としている。

基本方針 6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります 推進目標 3 教員が子供に向き合う体制の整備

施策2 悩みを抱える教職員のための支援体制づくり

情報化や国際化、少子高齢化など、社会の状況が大きく変化している現代の社会環境は、人々の価値観や意識の変化を生み、保護者の学校教育に対する期待も大きくなる一方となっています。そのような中、教職員一人一人が子供や保護者との良好な信頼関係を築き、自信をもって対応できるように、関係機関と連携を取ることはとても重要なポイントとなります。そのためには、教職員が一人で悩み、問題を抱え込むことなく、気軽に相談できる支援体制を整える必要があります。

そこで、学校教育への要望や苦情等に対する支援の在り方について、先進都市等の事例や効果等を検証し、本市における教職員の支援体制を構築します。

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
教職員が気軽 に相談できる 窓口の充実 (指導課)	生徒指導や授業、学級経営等に関する様々な相談について、指導主事が適切に支援・援助を行う。	要請訪問の実施率	100% (H30)	100%

8.基本方針7 ニーズに応じた支援の充実を図ります

推進目標1 特別支援教育の推進

施策1 特別な支援を要する児童生徒への支援の充実

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づく、インクルーシブ教育システム⁴²の理念が重要であり、その構築のため特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒は増加しています。そのような児童生徒が、適切な教育的支援を受けることができるよう、就学相談や教育相談の充実、支援員や学校支援ボランティア等の配置、校内支援体制の整備等を通して、切れ目ない支援体制づくりを推進します。

事務事業名	中水中米恒田	4. 田 松 神		_
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
就学相談の充実 (総合教育センター)	特別な教育的ニーズのある幼児の就学について、子育て支援部や療育施設等と連携を密に図り、早期から就学相談会を行うとともに、就学指導委員会を開催し、適切な就学を援助することにより、早期の相談体制の充実を図る。	就学相談アンケー トにおける満足度	99% (H30)	100%
通級指導教室 の充実 (総合教育セン ター)	特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援を行うため、専門的な教育の場の充実を図るために、通級指導教室 ⁴³ の増設を推進する。	設置校数 ①言語障害通級指導教室 ②発達障害通級指導教室 ③難聴通級指導教室	①5 校 ②8 校 ③ - (R1)	①6 校 ②14 校 ③1 校

⁴² インクルーシブ教育システム:人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

⁴³ 通級指導教室:通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導は在籍の学級で行いつつ、心身の障害に応じた特別の指導(通級による指導)を行う場。

施策 2 特別支援学校・学級の充実

特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童生徒が増加しています。特別支援学校は、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するとともに、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、保育園、幼稚園等の就学前施設や小・中・高等学校、関係機関との連携を深め、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ります。

事務事業名	事務事業概要	成果指標		
(所管)	事伤争未似安	八 木 相 保	現状	目標(R6)
特別支援学校 機能強化事業 (総合教育セン ター)	特別支援学校において、臨床 心理士等の専門家の配置活用や 研修等を実施し、教職員の有事 性の向上を図る。また、教職員の校内研修別支 護、外・中学校の特別支援 育コーディネーターとの 接り、本市における特別 を推進し、本市における特別 接教育のセンター的機能の充実 を図る。	配置数 ①臨床心理士 ②言語聴覚士	①3 人 ②1 人 (H30)	①3人
特別支援学級 の増設 (総合教育セン ター)	障害のある児童生徒数の推移 や地域的なバランス等を検討 し、特別支援学級の増設を推進 する。	設置校数 ①知的障害 ②自閉症・情緒障 害	①38 校 ②14 校 (R1)	①41 校 ②24 校

施策3 教職員の特別支援教育に関する指導力の向上

発達障害の児童生徒を含む、通常の学級に在籍する全ての児童生徒が、適切な教育的 支援を受けることができるよう、各学校においては、全校体制による支援の充実が求め られています。

また、共に学び、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を受けることができるよう、 特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒との交流及び共同学習の推進に努める 必要があります。

そのため、保護者や関係機関との連絡調整の窓口となる特別支援教育コーディネーターの力量の向上及び教職員の特別支援教育に関する指導力の向上を図っていきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名	+ V/r + V/k him ++*			
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
特別支援教育 に関する研修 の充実 (総合教育セン ター)	特別支援教育に関する指導力 を有する教職員の育成のため、 特別支援教育にかかわる実践的 な研修の充実を図る。	特別支援教育に関 する研修における アンケートの満足 度	97% (H30)	100%
教職員の育成 (総合教育センター)	特別支援教育の中心的な教職 員を育成するため、巡回相談 員・総合教育センター職員によ る学校訪問や、特別支援学校の センター的機能を活用する。	巡回相談実施校数	81 校 (H30)	全校

特別支援学校金堀校舎(中学・高等部)

特別支援学校高根台校舎(小学部)





推進目標2 不登校児童生徒への支援の充実

施策1 教育相談体制の整備・充実

全国的には、子供の数が過去最低となる中で不登校児童生徒の数は逆に増加しています。本市では、平成30年度(2018年度)の本市の不登校率は小学校で0.7%、中学校で3.45%であり、前年度と比較すると、小・中学校ともに微増ですが増加傾向にあります。今後も不登校児童生徒の数は増加すると予想され、本市でも喫緊の課題となります。

また、ここ数年、不登校児童生徒の低年齢化の兆しが見られること、要因や背景が複雑であることも継続的な課題となります。

令和元年度(2019年度)に文部科学省から出された通知では、「不登校児童生徒への支援は『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」とされています。こうした状況もふまえて、不登校児童生徒への支援のため、総合教育センター、青少年センターをはじめ、各機関の特性を生かした効果的な支援・指導のできる体制の充実を図ります。また、児童生徒の悩みや問題の解決に向けて社会福祉の専門的な知識、技術を有するスクールソーシャルワーカーの活用を推進します。更に、精神疾患や発達障害の疑いのある児童生徒への支援を行うために、相談員の資質の向上及び医療機関等の関係機関と連携を強化した相談体制の充実を図ります。

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
教育相談の充 実 (総合教育セン ター・青少年セ ンター)	いじめや不登校等、子供の教育に関する内容等について、保護者や教職員等から相談を受ける。更に、医療機関や福祉等の相談機関とのネットワークづくりを推進する。また、青少年センターでは、小学校就学時から19歳までの相談を受ける。	教育相談体制の肯 定的評価が 80% 以上の学校の割合	75% (H30)	80%

施策2 適応指導教室等の充実

発達障害に伴う二次的な問題⁴⁴をはじめ、通所児童生徒の抱えている問題が多様化している現状があります。この状況を踏まえ、児童生徒への専門的で、きめ細やかな支援を実施することが課題となります。

市在住の不登校児童生徒を対象に、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、 基本的生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、その社会的自立に資す ることを基本として活動しています。

事務事業名	+ 3/v + 3/v III III	- H W III		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
適応指導教室	不登校児童生徒の社会的自立			
「ひまわり」の	に資するため、相談、学習支援、	市内不登校児童生		
) 充実	小集団活動、体験活動等を実施	徒のうち、適応指	7.1%	10%
(総合教育セン	し、適応指導教室「ひまわり」	導教室へ通室した	(H30)	
	の運営の充実を図る。	児童生徒の割合		
ター)				

適応指導教室「ひまわり」











⁴⁴ 発達障害に伴う二次的な問題:発達障害(一次障害)に伴う二次的な問題として、学習困難・不登校・いじめ・問題行動・対人関係の困難さ等がある。

推進目標3 帰国・外国人児童生徒への支援の充実

施策1 帰国・外国人児童生徒への適応指導及び日本語指導の充実

年々、外国人児童生徒の就学は増加傾向にあり、その児童生徒の国籍や母語も多様化 しています。

今後、編入する外国人児童生徒の国籍や言語の多様化、一人一人の日本語能力や学習 意欲に応じた個別指導の工夫、日本語指導の初期指導終了の基準づくりが課題です。

日本語指導が必要な児童生徒については、教育委員会で雇用している日本語指導員と 船橋市国際交流協会からの日本語指導協力員を該当校へ派遣して、日本語指導の支援を 行っています。

また、平成 19 年度 (2007 年度) から高根台中学校に通級学級 (ワールドルーム) を設置し、日本語指導を行っています。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名	中孙中光恒田	14 日 44		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
	帰国・外国人児童生徒の就学			
帰国・外国人児	に伴い、日本語指導を必要とす	日本語指導員・日		
童生徒に対す	る児童生徒について日本語指導	本語指導協力員派	99%	100%
る支援	員・日本語指導協力員を派遣し、	遣割合	(H30)	
(指導課)	適応指導、日本語指導を実施す			
	る。			

WORLD ROOM

ワールドルーム(高根台中学校)

ワールドルームってなあに?

船橋市では、日本語がわからなくて日常・学校生活に 不便さを感じている帰国・外国人の小・中学生が適う教 室『ワールドルーム』を高根台中学校の中に開設してい

(水曜日は小学生が保護者と一緒に、金曜日は中学生が勉強しに来ています) ワールドルームでは、中国語、ペトナム語、マレー語、タガログ語等、様々な母語を 持つ小・中学生が集まり、日本語指導の先生や学校の先生と一緒に、それぞれのニース に合わせて初歩的む日本語(挨拶、ひらがな、カタカナ等)の学習をしたり、教科の学 習をするとなに必要な日本語を学習したりします。

また、母国との文化の違いに戸惑うこともたくさんあるので、年中行事(正月、おせち、七草がゆ、鏡側き、節分、ひな祭り、端午の節句、七夕)等を通して日本の文化を知る機会も作っています。



推進目標 4 保護者の経済的負担軽減策の実施

施策1 就学援助制度等の実施

就学援助制度とは、経済的理由により就学が困難な児童又は生徒の保護者に対し、学用品費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を進めるものです。学校と密に連携し、所要の援助を行い、困窮により学校への通学ができない児童生徒が生じることのないよう、援助を実施していきます。

事務事業名	+ 34 + ₩ III #	ELM H 4.		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
	経済的理由によって就学が困			
就学援助 (学務課)	難な児童又は生徒の保護者に対	制度周知に向けた	6 媒体	7 媒体
	し、学用品費などの援助を行う	広報機会の数	9 機会	10 機会
(子伤硃)	ことにより、義務教育の円滑な		(H30)	
	実施を進める。			

9.基本方針8 質の高い教育環境を整備します

推進目標1 安全・安心・快適な施設づくりの推進

施策1 学校の老朽化対策等の推進

市立小・中・特別支援・高等学校の施設は、老朽化が進んでおり、安全面や機能面において、改善を図ることが喫緊の課題です。

教育施策についてのPTAアンケートにおいても、「外壁やトイレなど、老朽化した学校施設や設備の改修」に力を入れるべきとの回答が36.2%と4番目に多くなっており(55頁のグラフ参照)、保護者の関心も高いことがわかります。

船橋市公共建築物保全計画⁴⁵に基づき、事業費や運営費のコスト縮減、教育的効果等の観点から、学校の老朽化対策等を効果的・効率的に進めます。

事務事業名	+ 작사 + 114 hm +			
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
耐	市立小・中・特別支援学校に			
耐震化(非構造 部材)	おける体育館等の天井材・照明	非構造部材の落下	76%	100%
	器具等の非構造部材の落下防止	防止対策率	(R1)	
(施設課)	対策を実施する。			
	船橋市公共建築物保全計画に			
外壁・屋上防水	基づき、市立小・中・特別支援			
工事	学校における外壁・屋上防水等	外壁・屋上の防水	85%	100%
上 	の大規模な改修を実施すること	改修率	(R1)	
(地政味)	により、施設の安全性を確保す			
	るとともに、長寿命化を図る。			

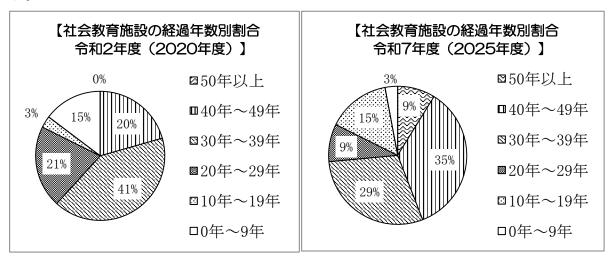


ランチルーム(若松中学校)

⁴⁵ 船橋市公共建築物保全計画:市有建築物について、限られた財源の中で市民生活や事業活動に おける安全性及び利便性を確保し、建築物の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減及び財政負 担の平準化を図ることを目的とした計画。

施策2 社会教育施設の老朽化対策等の推進

社会教育施設は、老朽化が進んでおり、令和2年度(2020年度)には築30年を経過する施設が約60%になります。施設の安全性、機能性及び経済性を確保し、長寿命化を図るため、船橋市公共建築物保全計画に基づき、計画的に修繕、改修等を行います。また、天井材等の非構造部材について、改修等を行い、安全・安心な環境づくりを目指します。



※「令和元年度版船橋市公共建築物保全計画 (別冊)」掲載データより作成

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
社会教育施設 の老朽化対策 等の推進 (社会教育課)	船橋市公共建築物保全計画に 基づき、建築物の安全性、利便 性及び経済性を確保し、建築物 の長寿命化を図るため修繕、改 修等を行う。	船橋市公共建築物 保全計画に基づき 令和2年度(2020 年度)以降に行う 修繕・改修工事の 実施率	_	100%

推進目標2 安全を確保する体制づくり

施策1 安全体制の確立

児童生徒の事故防止及び救急体制確立のために、学校安全対策委員会を設置しています。更に、関係機関等と連携を図り、小・中学校で交通安全教室を実施し、児童生徒の安全対策に努めています。また、各学校では学校安全点検簿に基づき安全点検を実施しています。

今後、各学校の実情に合わせた学校安全計画に基づき、生活安全、交通安全、災害安全の三つの領域の充実を図ることにより、児童生徒の事故の減少に向け、学校と密接な連携を行い、更なる安全体制の確立を図っていきます。

事務事業名	事務事業概要	成果指標		
(所管)	7切7米风久	从水泪惊	現状	目標(R6)
船橋市学校安 全対策委員会 の運営 (保健体育課)	市立小・中・特別支援・高等 学校における児童生徒の事故防 止及び救急体制を確立すること を目的に、学校安全対策委員会 を開催する。	実施率(年2回)	100% (H30)	100%
自助・共助をは ぐくむ防災教 育の推進 (保健体育課)	災害時に大きな力となる自 助・共助をはぐくむ防災教育を 推進する。	各学校で作成している「震災時対応マニュアル」に基づく防災訓練や立地等に応じた防災訓練の実施率	①防災訓練	①100% ②100%
学校安全主任 研修会の実施 (保健体育課)	児童生徒の安全確保及び安全 管理の一層の徹底を図るため に、学校安全主任研修会を開催 し、毎年学校安全計画の見直し、 毎月安全点検を行うよう指導 し、学校における安全対策を推 進する。(年1回)	学校安全計画の見 直しを行った学校 数	43 校 (H30)	83 校

施策2 防犯体制の整備

小・中学校等から提供のあった不審者情報の内容を確認し、FAX配信により近隣校 又は全校及び関係課へ情報を提供しています。

児童の安全対策の一助として、就学時健診時に防犯ブザーと保護者への案内を配付し、 家庭における防犯教育を促しています。

また、教育用冊子「ふなっこのぼうはん」を活用し、防犯教育の推進を図り、標語の「イカのおすし」⁴⁶を用いて、犯罪被害に遭わないための行動や犯罪被害が発生した場合の行動を指導しています。

今後は、警察等の関係機関や、市民関係団体等で構成された船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会、小・中学校の学区で巡回指導をしている船橋市スクールガード・リーダーを通じ、スクールガード等、地域と連携した防犯体制の更なる整備、強化を図っていきます。

事務事業名	ᆂᄽᆍᄴᄪᄑ	- H W III		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
船橋市児童・生 徒防犯対策連 絡協議会の運 営 (保健体育課)	事業結果及び事業報告を行い、関係機関及び関係各課と情報の共有を図り、防犯対策について連携を図るために、船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会を開催する。	参加率	88% (H30)	100%
船橋市スクー ルガード・リー ダーによる巡 回指導 (保健体育課)	通学路等の巡回指導を行い、 スクールガード連絡調整会議 ⁴⁷ を通じて、学校、保護者、スク ールガード等と共通認識を図 る。	連絡調整会議の実 施回数	119 回 (H30)	162 回 (各校 3 回)

⁴⁶ イカのおすし:「イカ」…知らない人について「イカ」ない。「の」…知らない人の車に「の」 らない。「お」…「お」おきな声を出す。「す」…「す」ぐ逃げる。「し」…家の人に「し」らせ る。

⁴⁷ スクールガード連絡調整会議:スクールガード等地域ボランティアや保護者やスクールガード・リーダーと学校が連携し、より効果的な防犯活動を推進するために各小学校が定期的に開催する会議。

推進目標3 充実した教育環境の整備

施策1 情報活用能力を高める教育環境の充実

文部科学省からの通知が示す学校における I C T ⁴⁸環境の整備方針に基づき、市立 小・中・特別支援・高等学校の I C T 機器の整備が進んでいます。今後はその整備目標 に到達できるように機器の整備の推進を図るとともに、機器を効果的に活用するために、 教員の研修や児童生徒の情報活用能力を向上させていくことが課題です。

事務事業名	中双中光恒田	14 田 44		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
		「学校における教		
		育の情報化の実態		
		に関する調査(文		
情報教育に関	ICT 環境の整備を進めるとと	部科学省)」で「で		
する指導・支援	もに、教科における ICT 活用の	きる」教員の割合		
9 る相等・又接 (総合教育セン	一層の充実を図る等、教員の指	①授業中に ICT を	①71%	①80%
ター・指導課)	導力や児童生徒の情報活用能力	活用して指導す		
クー・指导味)	を育成する。	る能力		
		②児童生徒の ICT	258%	267%
		活用を指導する	(H30)	
		能力		
	国や県の情報教育に関する教			
情報教育に関	育動向を踏まえ、教員の ICT 活			
する研究	用能力の育成を図るとともに、	研究校の授業研究	年3回以上	年3回以上
(総合教育セン	社会の変化に対応した課題を解	会の実施回数	(H30)	
ター)	決するための研究実践を行い、			
	その研究成果を普及する。			

⁴⁸ ICT: Information and Communication Technologyの略で、情報・通信に関する技術のこと。

施策 2 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進

就学前後の円滑な接続を推進するため、幼稚園・保育所等及び小学校の教職員による 合同研修会を実施し、幼稚園の教育の現代的動向や保幼小接続の在り方についての研修 (管理職・一般職)を行っています。また、各小学校から提出される取組についての報告 書を活用し、現状把握を行っています。

「子ども・子育て支援新制度⁴⁹」を踏まえ、地域の子育て支援の充実を図るために、 更なる幼児期から小学校教育への円滑な接続が課題であり、関係各課及び近隣他市の状 況把握に努めます。

事務事業名	中双中光恒田	14 田 七		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
幼児期の教育	幼稚園、保育所等及び小学校			
お兄親の教育 と小学校教育	の職員による合同研修会におい			
の円滑な接続	て、発達や学びの連続性を踏ま		78%	80%
の指進	えた研修方法と研修内容の充実	研修会参加率	(H30)	00%
	を図る。市内小学校を対象に幼		(пзи)	
(総合教育セン	稚園、保育所等との連携の現状			
ター)	把握について調査研究を行う。			

幼児期の教育と小学校教育の 円滑な接続の在り方研究協力者会議



交流活動の様子



⁴⁹ 子ども・子育て支援新制度:平成24年(2012年)8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。

施策3 学校規模・学校配置の適正化

市内の各地域における人口動向に伴う児童生徒数の増減により、市内には大規模校や 小規模校など、規模の違う学校が併存しています。

義務教育段階である小・中学校においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要です。学校の著しい大規模化や小規模化は、学習指導面だけでなく、学校運営面においても、より多くの課題を生じさせる恐れがあることから、学校規模及び学校配置の適正化を進めることは重要な課題です。

これらのことから、「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針」(以下「基本方針」といいます。)に基づき、地域や保護者の意見を伺いながら、学校規模及び学校配置の適正化に向けて計画的に対応策を講じていきます。なお、検討に当たっては、各学校・各地域の状況等に留意し、「船橋市公共施設等総合管理計画」との整合を図るものとします。

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
学校の適正規 模・適正配置 (教育総務課)	「基本方針」において、対応 策の検討が必要とされる各学校 の規模及び配置の適正化に向け た取組を進める。	適正化に向けた取組を行った学校数	3 校 (R1)	4 校

(仮称)船橋市立塚田第二小学校 完成予想図



推進目標 4 新しい学校体制づくりの推進

施策1 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善

市立の小・中・高等学校では、教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、 学校として組織的・継続的な改善を図っています。

また、自己評価のほか、学校関係者評価を実施し、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めています。

学校評価の結果に応じ、各学校や市が、課題について改善や支援に生かすための、より有効な評価の在り方について研究を進めています。

また、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入に向けた研究を進めていきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
学校評価の推 進と活用 (指導課)	学校評価結果に基づいて、学校運営の改善を図り、家庭・地域の連携協力による「より開かれた学校づくり」に取り組み、学校の活力を一層高める。	学校評価に基づく 学校運営の改善率	_	100%

施策2 小中連携・一貫教育の推進

本市は施設分離型の小中連携・一貫教育研究に取り組んでいます。

これまでの研究成果としては、中一ギャップ⁵⁰の緩和や、小・中学校間で定めた共通の「わかる授業」の実施による学力の向上等が挙げられます。

今後も、これまでの研究成果や地域や子供の実態を踏まえた9年間の教育課程の編成や系統的な教育を実践するために、研究推進校を指定し、より望ましい小中連携・一貫教育の研究に取り組みます。

事務事業名	事務事業概要	成果指標		
(所管)	事 伤争未似安	八木111宗	現状	目標(R6)
小中連携教育 に関わる研究 推進校の指定 (指導課)	研究指定校を指定し、小中連 携教育の研究を進め、その成果 を普及する。	研究指定校の児童 生徒の中一ギャッ プに関する解消率	_	90%

⁵⁰ 中一ギャップ:中学校への進学に当たり、学習内容や人間関係の変化によって、中学校生活になじめなかったり、不適応や不登校などの問題が生じたりする現象。

基本方針8 質の高い教育環境を整備します 推進目標4 新しい学校体制づくりの推進

施策3 市立船橋高等学校の充実

市立船橋高等学校においては、平成22年度(2010年度)に「市立船橋高等学校在り 方検討会」を設置し、平成29年度(2017年度)より教育改革として、単位制の導入・ 国際教養コースの新設・普通科の通学区域の拡大等を実施してまいりました。今後は、 これらの教育改革の評価を実施し、結果を踏まえて更なる教育の充実を図り、魅力ある 学校となるよう努めてまいります。

事務事業名	中公中米恒田	世 4 H 4 H		
(所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
	本校独自の課題探求学の授業			
高大連携教育	を協定している大学で受けた講	単位認定を受けた		
の更なる推進	義を本校の単位として認定し、	生徒数	_	80 人
(市立船橋)	学ぶ意欲を高め学力向上を推進	土化剱		
	する。(協定締結大学4校)			

参考資料

① 船橋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

船橋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画である船橋市教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定し、又は改定するため、船橋市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 計画の策定及び改定に関し、教育委員会からの諮問に応じて審議し、及び答申すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、策定委員会の目的を達成するために必要なこと。 (組織)
- 第3条 策定委員会は、20人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市PTA関係者
 - (2) 青少年健全育成関係者
 - (3) 社会教育関係者
 - (4) 学校教育関係者
 - (5) 学識経験者
 - (6) 自治会等関係者
 - (7) 市民公募による者
 - (8) その他教育長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 策定委員会は、所期の目的を達成したとき、又は教育委員会が指示したときは、解散する。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。
 - 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
 - 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は 説明を聴くことができる。

(会議の公開等)

- 第8条 策定委員会の会議は、公開とする。
- 2 前条の規定にかかわらず、委員長は、策定委員会の議事が船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号)第26条各号のいずれかに該当する場合は、会議の非公開を決定することができる。ただし、第1回目の会議開催前等で附属機関等において決定することができないときは、管理部教育総務課長が会議の非公開を決定することができる。

(傍聴の手続)

- 第9条 策定委員会の会議を傍聴しようとする者は、会議当日、傍聴券(別記様式) の交付を受け、職員の指示に従い指定の傍聴席に着かなければならない。
- 2 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の30分前から10分前までとする。
- 3 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、こ の限りでない。
- 4 傍聴の申込者の数が前項に規定する定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって委員長が認めるもの は、会議を傍聴できるものとする。
- 6 傍聴人は、退場する際に傍聴券を職員に返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が特に傍聴することを不適当と認める者 (傍聴人の遵守事項)
- 第11条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - ⑵ 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
 - (4) 飲食、喫煙等をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の制限)

第12条 傍聴人は、写真を撮影し、又は録画、録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人が前2条の規定に違反したときは、委員長は、これを制止し、その 命令に従わないときは、退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、委員長が第8条第2項に規定する会議の非公開を決定し、又は 前条の規定により退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(専門部会)

- 第15条 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の構成及び人数は策定委員会で決定し、部会員は委員長が指名する。
- 3 前2項に掲げるもののほか専門部会に必要な事項は、委員長が別に定める。 (災害補償)
- 第16条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定に準じて補償するものとする。

(庶務)

第17条 策定委員会の庶務は、管理部教育総務課において処理する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

別記様式

(表)

番号

傍聴券

- ◇ 本券は、交付当日限り有効とする。
- ◇ 傍聴を終え退場する際に本券を職員へ返還すること。
- ◇ 写真を撮影し、又は録画、録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得ること。
- ◇ 裏面の遵守事項を守ること。

策定委員会

(裏)

傍聴人の遵守事項

- 1. みだりに傍聴席を離れないこと。
- 2. 私語、談話、拍手等をしないこと。
- 3. 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- 4. 飲食、喫煙等をしないこと。
- 5. 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為を しないこと。
- 6. 傍聴される方は、職員の指示に従って下さい。

② 船橋市教育振興基本計画策定庁内プロジェクト委員会設置要綱

船橋市教育振興基本計画策定庁内プロジェクト委員会設置要綱(設置)

第1条 船橋市教育振興基本計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、必要な 事項を検討するため、船橋市教育振興基本計画策定庁内プロジェクト委員会(以 下「庁内プロジェクト委員会」という。)を置く。

(検討事項)

- 第2条 庁内プロジェクト委員会は、次に掲げる事項について検討する。
- (1) 船橋市の教育施策の現状分析に関すること。
- (2) 計画の基本方針及び施策の体系に関すること。
- (3) 計画の原案作成と全体調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員は、次の表に掲げる各所属の課長補佐等の職にある者をもって充てる。

管理部	教育総務課 施設課
学校教育部	学務課 指導課 保健体育課 児童·生徒防犯安全対策室
	総合教育センター 教育支援室 市立高等学校
生涯学習部	社会教育課 文化課 青少年課 生涯スポーツ課 中央公民
	館 西図書館 市民文化ホール 郷土資料館 青少年センタ

(任期)

第4条 庁内プロジェクト委員会は、計画が策定されたときは解散する。

(委員長)

- 第5条 庁内プロジェクト委員会に委員長を置き、管理部教育総務課課長補佐をもってこれに充てる。
- 2 委員長は、庁内プロジェクト委員会の会議を招集し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指 名した委員がその職を代理する。

(意見等の聴取)

第6条 庁内プロジェクト委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を 求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第7条 庁内プロジェクト委員会は、第2条に規定する事項について詳細な検討を するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員長が指名し、又は委員が推薦する職員をもって組織する。
- 3 作業部会は、庁内プロジェクト委員会の指示に従い、計画に関する資料の収集 や調査研究を行い、その結果を庁内プロジェクト委員会に報告する。
- 4 第6条の規定は、作業部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 庁内プロジェクト委員会の庶務は、管理部教育総務課において処理する。 (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内プロジェクト委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。

③ 船橋市教育振興基本計画策定委員会委員

氏名	所属等	委員区分
草野 滋之	千葉工業大学 教授、	学識経験者
(委員長)	船橋市社会教育委員 委員長	
宮 下 博	PTA連合会 相談役	市PTA関係者
(副委員長)		
岩 橋 泉	船橋市青少年相談員連絡協議会 副会長	青少年健全育成関係者
渡邉 千代美	船橋市スポーツ推進委員協議会 監事	社会教育関係者
村田 佐江子	船橋市自治会連合協議会 常任理事	自治会等関係者
齊藤幸四郎	市民公募委員	市民公募による者
中 野 誠	船橋市立習志野台第二小学校 校長	学校教育関係者
花 村 明 広	船橋市立御滝中学校 校長	学校教育関係者
木下 圭子	船橋市立高郷小学校 主幹教諭	学校教育関係者
田久保 利郎	船橋市立法典小学校 教頭	学校教育関係者
牧野英司	船橋市立船橋特別支援学校 校長	学校教育関係者
石 渡 靖 之	船橋市立船橋高等学校 校長	学校教育関係者

④ 船橋市教育振興基本計画策定庁内プロジェクト委員会委員

氏名	所属等
河上 俊和	管理部 教育総務課 課長補佐
間 中 謙 悟	管理部 施設課 課長補佐
日高 祐一郎	学校教育部 学務課 課長補佐
渡部 昭彦	学校教育部 指導課 課長補佐
髙橋 和宏	学校教育部 保健体育課 課長補佐
中﨑智樹	学校教育部 保健体育課 児童·生徒防犯安全対策室長
長尾常史	学校教育部 総合教育センター 副所長
兼坂尚貴	学校教育部 総合教育センター 教育支援室長
三山 浩高	船橋市立船橋高等学校 事務長
鈴 木 靖 弘	生涯学習部 社会教育課 課長補佐
松 田 修	生涯学習部 文化課 課長補佐
木村 一成	生涯学習部 青少年課 課長補佐
宇都宮 平太	生涯学習部 生涯スポーツ課 課長補佐
関 根 努	生涯学習部 中央公民館 館長補佐
柴山 和香子	生涯学習部 西図書館 館長補佐
石井 信生	生涯学習部 市民文化ホール 館長補佐
栗 原 薫 子	生涯学習部 郷土資料館 館長補佐
春 日 淳	生涯学習部 青少年センター 所長補佐

⑤ 審議経過

口	開催年月日	内容	
1	平成30年(2018年)	第1回船橋市教育振興基本計画策定委員会	
	8月23日	・委嘱状・辞令の交付	
2	ぜよ20 左 (2010 左)	第2回船橋市教育振興基本計画策定委員会	国 经济农利 中华国
	平成30年(2018年)	・2 つの教育目標、8 つの基本方針の決定	
	10月29日	・専門部会による計画書原案の審議	
3	平成30年(2018年)	第3回船橋市教育振興基本計画策定委員会	
	11月5日	・専門部会による計画書原案の審議	
4	平成31年(2019年)	第 4 回船橋市教育振興基本計画策定委員会	
	1月29日	・全体会による計画書原案の審議	
5	令和元年(2019年)	第 5 回船橋市教育振興基本計画策定委員会	
	5月8日	・全体会による計画書原案の審議	e gaz p
		・計画の名称を決定	面影響或壓

6

令和元年(2019年) 7月8日

第6回船橋市教育振興基本計画策定委員会

・答申書と計画書素案を教育委員会に提出



専門部会構成表

第1専門部会					
基本方針1 基本方針2					
船橋市社会教育 委員	草野 滋之				
船橋市自治会連 合協議会	村田 佐江子				
船橋市青少年相 談員連絡協議会	岩橋 泉				
船橋市スポーツ 推進委員協議会	渡邉 千代美				
市民公募委員	齊藤 幸四郎				
社会教育課	鈴木 靖弘				
文化課	松田修				
青少年課	木村 一成				
生涯スポーツ課	宇都宮 平太				
中央公民館	関根 努				
西図書館	柴山 和香子				
市民文化ホール 館長補佐	石井 信生				
郷土資料館長補 佐	栗原 薫子				

第2専門部会				
基本方針3 基本方針4 基本方針5				
船橋市PTA連合 会	宮下	博		
船橋市立習志野 台第二小学校	中野	誠		
船橋市立船橋高 等学校	石渡	靖之		
船橋市立芝山中 学校	田久保	利郎		
教育総務課	河上	俊和		
指導課	渡部	昭彦		
保健体育課	髙橋	和宏		
総合教育セン ター	長尾	常史		
市立高等学校	三山	浩高		

第3専門部会				
基本方針8 基本方針7 基本方針8				
船橋市立船橋特 別支援学校	牧野	英司		
船橋市立御滝中 学校	花村	明広		
船橋市立高郷小 学校	木下	圭子		
学務課	日高	祐一郎		
学務課 児童・生徒防犯 安全対策室		祐一郎 智樹		
児童・生徒防犯	中﨑			
児童・生徒防犯 安全対策室	中﨑 兼坂	智樹		
児童・生徒防犯 安全対策室 教育支援室	中崎 兼坂 春日	智樹 尚貴		

船橋市教育委員会

教育長 松本 文化

委 員 鎌田 元弘

委 員 佐藤 秀樹

委 員 鳥海 正明

委 員 小島 千鶴

船橋の教育 2020

-船橋市教育振興基本計画-令和2年(2020年)3月

発 行 船橋市教育委員会

編 集 管理部教育総務課

電 話 047-436-2802

F A X 047-436-2808

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25



船橋市紋章